

第 3 分 科 会 (No. 3)

1 日 時 令和 5 年 9 月 1 5 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分 開会
午前 1 1 時 5 7 分 休憩
午後 1 時 0 0 分 再開
午後 2 時 0 4 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

3 出席委員 (17人)

主 査	松 岡 裕一郎	副 主 査	井 上 秀 作
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	中 島 慎 一	委 員	渡 辺 均
委 員	鷹 木 研一郎	委 員	富士川 厚 子
委 員	木 畑 広 宣	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	浜 口 恒 博
委 員	河 田 圭一郎	委 員	出 口 成 信
委 員	山 内 涼 成	委 員	松 尾 和 也
委 員	三 原 朝 利		
(委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	泉 日 出 夫)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

技術監理局長	丹 田 健 二	技 術 部 長	井 上 和 広
技術企画課長	磯 部 伊 佐 子	技 術 管 理 課 長	宮 崎 賢 一
契 約 部 長	淺 井 真 理 子	契 約 制 度 課 長	橋 本 昭 宏
契 約 課 長	廣 渡 実 和	建 設 局 長	石 川 達 郎
総務用地部長	埜 谷 章 子	総 務 課 長	村 上 祥 治 郎
用 地 課 長	近 藤 雅 文	道 路 部 長	持 山 泰 生
管 理 課 長	田 村 博 道	道 路 維 持 課 長	田 村 浩 之
道路計画課長	竹 島 久 美	公 園 緑 地 部 長	北 島 徳 隆

公園管理課長	藤 本 将 志	緑 政 課 長	進 藤 健 治
みどり・公園整備課長	茂 田 淳	河 川 部 長	船 越 英 明
水 環 境 課 長	渡 辺 晴 子	河 川 整 備 課 長	所 啓 太
神嶽川且過地区整備室長	草 野 尚 嗣		外 関 係 職 員

6 事務局職員

議 事 課 長 木 村 貴 治 委 員 会 担 当 係 長 中 島 智 幸

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第121号 令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第126号 令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算についてのうち所管分	
3	議案第131号 令和4年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	
4	市長質疑項目について	市長質疑項目の締切りは9月21日午後4時までとし、審査終了が午後3時以降となった場合は、審査終了の1時間後までとすることを確認した。

8 会議の経過

○主査（松岡裕一郎君）開会いたします。

本日は、技術監理局及び建設局関係議案の審査を行います。

議案第121号のうち所管分、126号のうち所管分及び131号のうち所管分の以上3件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とし、当局の説明は、できるだけ要件を簡潔、明瞭にお願いします。

なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。技術監理局長。

○技術監理局長 おはようございます。技術監理局でございます。着席のまま失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、日頃から技術監理局の業務に御理解と御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

技術監理局では、公共工事の適正な執行と品質確保、さらには維持管理までの技術部門に係ります業務を統括的にサポートするとともに、公平公正な契約制度の運用を推進してまいります。

令和4年度は業務の効率化や生産性の向上に向けまして、工事情報共有システムの構築、契約管理システムの基盤更新など、公共工事関連部署のDXを推進してきたところでございます。

また、地元建設業などと連携し発足いたしましたi-Construction推進協議会におきましては、研修を実施するなど、建設業者、それから市職員双方の技術力向上を図ってきたところでございます。

今回御審議いただきます技術監理局の所管の令和4年度決算は、歳入額1億1,106万円、歳出額1億7,072万円でございます。

詳細につきましては、技術部長より説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） 技術部長。

○技術部長 着席にて説明させていただきます。

それでは、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち、技術監理局所管分について、タブレットの令和4年度歳入歳出決算事項別明細書により説明いたします。なお、金額は万円単位、歳入につきましては節ごとに、歳出につきましては目ごとに説明させていただきます。

まず、歳入の説明いたします。タブレットは20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、右から4列目の収入済額について説明させていただきます。

下から1段目、17款2項1目総務手数料の1節総務管理手数料2,110万円のうち、所管分は1,842万円で、主な内容は、建設材料試験場におけます試験手数料の収入でございます。

次に、タブレットは37ページをお願いいたします。

下から9段目、24款6項4目雑入の3節総務管理費雑入2億5,632万円のうち、所管分は8,763万円で、主な内容は、工事検査事務、積算システム運用業務及び契約事務についての上下水道局等の他会計からの負担金でございます。

次に、タブレットは39ページをお願いいたします。下から11段目、25款1項2目総務債の1節総務管理債1億3,390万円のうち、所管分は500万円で、建設材料試験場外壁改修のために発行した市債でございます。

続きまして、歳出の説明いたします。

タブレットは43ページをお願いいたします。歳出につきましては、右から6列目の支出済額、

右から4列目の繰越明許費について説明させていただきます。

まず、支出済額につきましては、上から5段目、2款2項1目一般管理費9億846万円のうち、所管分は1億7,072万円でございます。主な内容は、公共工事関係部署におけますDX推進事業819万円、積算システム等技術管理関連経費7,141万円、登録業者の実態調査などが705万円、建設材料試験場管理運営関連経費が1,725万円、公共工事におけます安全対策強化及び建設業の魅力発信関連経費305万円などでございます。

次に、繰越明許費については、1,318万円で、建設材料試験場外壁改修等事業に係る経費を令和5年度に繰り越したものでございます。

以上が技術監理局の令和4年度決算内容でございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○主査（松岡裕一郎君） 建設局長。

○建設局長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、平素より建設行政につきまして御指導、御協力いただき、誠にありがとうございます。

建設局の令和4年度における主な取組としましては、道路の分野では、砂津長浜線本線トンネル部の供用を開始するなど、主要な道路整備を推進し、物流ネットワークの強化や交通の円滑化を図るとともに、通学路の安全対策などを行っております。

続きまして、河川の分野でございますが、災害に強い都市基盤を目指し、河川改修や河川情報システムの強化など、防災対策を推進するとともに、且過地区再整備事業を推進しました。

また、公園の分野におきましては、グリーンパークの子供の遊び場エリアなど市民の憩いの場やレクリエーション施設づくりを推進するとともに、地域住民の意見を反映した、地域に役立つ公園づくり事業を行っております。

令和4年度の歳出決算総括表を御覧ください。

今回御審議いただく建設局提出議案は、決算議案3件でございます。

まず、上段の表でございますが、一般会計のうち、建設局所管分の支出済額は334億6,518万円でございます。

続きまして、中段の特別会計の表の1行目、土地区画整理特別会計のうち、建設局所管分の支出済額は5億2,707万円でございます。

その下でございます。土地取得特別会計のうち、建設局所管分の支出済額は4億8,056万円でございます。

最後に一番下の表でございますが、一般会計と特別会計を合わせた合計額は344億7,281万円となっておりまして、執行率は91.3%でございます。

詳細につきましては、総務用地部長より御説明させていただきます。どうぞよろしくお願い

します。

○主査（松岡裕一郎君）総務用地部長。

○総務用地部長 着座にて御説明させていただきます。

建設局所管の決算議案3件及び指定管理者の評価結果について御説明いたします。

初めに、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分、議案第126号、令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算についてのうち所管分及び議案第131号、令和4年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分について、令和4年度歳入歳出決算事項別明細書により御説明いたします。なお、金額は万円単位とさせていただきます。

タブレット資料の20ページをお願いいたします。

まず、一般会計決算の歳入です。歳入は、主な目について御説明します。

表の上から1つ目、17款1項8目土木使用料、右ページの3列目、収入済額の欄を御覧ください。収入済額10億234万円のうち、所管分は10億192万円で、道路、河川、公園の占用料収入などです。

24ページをお願いします。上から4つ目、18款2項8目土木費国庫補助金、収入済額87億3,467万円のうち、所管分は74億471万円です。

40ページをお願いします。上から3つ目、25款1項8目土木債、収入済額142億7,100万円のうち、所管分は132億3,600万円です。

飛びまして、88ページをお願いします。

次に、歳出です。歳出は、目ごとに御説明いたします。

上から2つ目、9款1項1目職員費、右ページの2列目、支出済額を御覧ください。支出済額43億8,061万円のうち、所管分は34億8,593万円で、職員420人分の人件費です。

上から3つ目、2項1目土木総務費、支出済額は6億9,833万円で、道路、河川の台帳整備や放置自転車対策事業などの経費です。

次のページをお願いします。89ページです。中ほど3項1目道路維持費、支出済額88億1,337万円のうち、所管分は87億5,238万円で、側溝のしゅんせつ、除草などの維持修繕や橋りょう、トンネルの長寿命化事業などの経費です。その2つ右の列、繰越明許費15億6,107万円は、国道199号ほか37路線の維持経費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。90ページでございます。

上から1つ目、2目道路新設改良費、支出済額45億359万円は、恒見朽網線や国道211号などの整備費です。繰越明許費12億1,090万円は、恒見朽網線ほか10路線の新設改良経費を今年度へ繰り越したものです。

その下、上から2つ目、3目交通安全施設等整備費、支出済額27億5,224万円は、交差点改良や歩道整備などの経費です。繰越明許費6億2,930万円は、国道199号ほか15路線の整備費を今

年度へ繰り越したものです。

次のページです。91ページでございます。

上から1つ目、4目道路景観整備費、支出済額3億6,100万円は、小倉駅JAM広場の天井改修や新幹線口ペDESTリアンデッキのライトアップなどの経費です。繰越明許費1億682万円は、国道199号ほか6路線の景観整備費を今年度へ繰り越したものです。

一番下、4項1目河川維持費、支出済額3億9,662万円は、河川の美化、しゅんせつ、維持補修などの経費です。

次のページをお願いします。タブレット92ページでございます。

上から1つ目、2目河川改良費、支出済額32億8,740万円は、重点河川整備事業や豪雨災害から市民を守る緊急対策事業などの経費です。繰越明許費19億4,064万円は、金山川ほか14河川の改良費を今年度へ繰り越したものです。

94ページをお願いします。

上から1つ目、5項3目街路事業費、支出済額58億9,592万円のうち、所管分は37億7,631万円で、戸畑枝光線や砂津長浜線などの整備費です。繰越明許費31億3,924万円のうち、所管分は15億314万円で、戸畑枝光線ほか13路線の街路事業費を今年度へ繰り越したものです。

上から2つ目、4目公園管理費、支出済額27億6,880万円は、公園、霊園、街路樹等の維持管理や指定管理事業などの経費です。

次のページをお願いします。95ページでございます。

中ほど5目公園建設費、支出済額24億1,270万円は、桃園公園等施設再配置推進事業や地域に役立つ公園づくり事業などの経費です。繰越明許費6億8,485万円は、桃園公園ほか21公園の整備費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。96ページです。

下から1つ目、6項1目繰出金、支出済額13億2,255万円のうち、所管分は1億5,924万円で、土地区画整理特別会計及び土地取得特別会計への繰出金です。

飛びまして、118ページをお願いします。

下から1つ目、14款2項1目一般土木施設災害復旧費、支出済額1億1,058万円は、令和3年8月の大雨による災害に係る復旧事業の経費でございます。

一般会計決算の説明は以上でございます。

続きまして、土地区画整理事業特別会計決算のうち所管分について説明いたします。

タブレットの153ページをお願いします。なお、本会計のうち建設局所管分は、且過地区土地区画整理事業に係るものでございます。

まず、歳入です。歳入は、主な目について説明いたします。

上から2つ目、2款1項1目土地区画整理事業費補助金、右のページの3列目、収入済額を

御覧ください。収入済額 6 億 3,756 万円のうち、所管分は 1 億 7,254 万円です。

上から 4 つ目、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、収入済額 11 億 7,539 万円のうち、所管分は 1 億 5,651 万円です。

次のページです。下から 1 つ目、7 款 1 項 1 目土地区画整理事業債、収入済額 12 億 9,920 万円のうち、所管分は 1 億 7,890 万円です。

次のページをお願いします。次に、歳出でございます。歳出は目ごとに説明いたします。

上から 1 つ目、1 款 1 項 1 目区画整理総務費、右ページの 2 列目、支出済額を御覧ください。支出済額 2 億 3,048 万円のうち、所管分は 1 億 3,500 万円で、区画整理事業に係る人件費などです。

上から 2 つ目、2 目区画整理事業費、支出済額 23 億 6,905 万円のうち、所管分は 3 億 8,982 万円で、立体換地建築物実施設計などに要する経費です。繰越明許費 9 億 4,711 万円のうち、所管分は 4 億 7,957 万円で、建物移転補償などに要する経費を今年度へ繰り越したものです。

次のページをお願いします。156 ページです。

2 項 1 目繰出金、支出済額 5 億 5,050 万円のうち、所管分は 224 万円で、地方債に係る利子等を公債償還特別会計に繰り出したものです。

土地区画整理事業特別会計決算の説明は以上です。

続きまして、土地取得特別会計決算のうち所管分について御説明いたします。

飛びまして、タブレット 182 ページをお願いいたします。

まず、歳入です。歳入は主な目について説明いたします。

上から 2 つ目、1 款 2 項 1 目不動産売払収入、収入済額 1 億 4,190 万円のうち、所管分は 9,120 万円で、用地買戻しに伴う不動産売払収入です。

2 つ下、3 款 1 項 1 目土地先行取得債、収入済額 12 億 360 万円のうち、所管分は 3 億 8,660 万円で、土地の先行取得に伴い発行した市債でございます。

次のページをお願いします。183 ページでございます。

次に、歳出です。歳出は目ごとに説明します。

一番上、1 款 1 項 1 目都市計画街路事業費、右のページの 2 列目、支出済額 2 億 4,393 万円は、戸畑枝光線ほか 1 路線の土地取得費用です。繰越明許費 985 万円は、戸畑枝光線の土地取得費用を今年度へ繰り越したものです。

その下、2 目道路新設改良費、支出済額 1 億 4,532 万円は、恒見朽網線の土地取得費用です。繰越明許費 6,029 万円は、国道 211 号ほか 1 路線の土地取得費用を今年度へ繰り越したものです。

一番下、2 項 1 目繰出金、支出済額 1 億 4,267 万円のうち、所管分は 9,129 万円で、地方債の償還経費に充当するため、土地売払収入及び地方債の利息を公債償還特別会計に繰り出したものです。

土地取得特別会計決算の説明は以上でございます。

最後に、令和5年度指定管理者の評価結果について説明いたします。

建設局の所管分は、中間評価となります。到津の森公園・ひびき動物ワールド、旧安川邸・夜宮公園駐車施設、小倉城・小倉城公園・勝山公園・あさの汐風公園の合わせて計3件でございます。

タブレット資料の2ページをお願いします。

令和5年度指定管理者評価結果一覧でございます。

一番下、通し番号11番、到津の森公園・ひびき動物ワールドは、利用者満足度で要求水準を大幅に上回り、設置目的達成、管理運営、平等安全の3項目について要求水準を上回っていることからB評価としております。

次のページをお願いします。

一番上、通し番号12番、旧安川邸・夜宮公園駐車施設は、利用者満足度は要求水準を上回り、他の項目は要求水準程度であったためC評価としております。

下から2つ目、通し番号23番、小倉城・小倉城庭園・勝山公園・あさの汐風公園は、設置目的達成は要求水準を上回り、他の項目は要求水準程度であったためC評価としております。

以上で評価結果の説明を終わります。

なお、評価結果の詳細は、8月25日から市のホームページで公開しております。

以上で建設局関係議案等の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） これより質疑に入ります。

質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） それでは、JR小倉駅のペDESTリアンデッキが市の道路だということ、その掲示板について伺います。

グーグルマップで2016年10月、11月の撮影時の文言、この掲示板なんですけど、このデッキは道路法上の道路ですと。道路上に机、椅子、その他の物件を置くことはできませんと。そしてもう一つが、許可を得ず署名、配布、募金活動など、歩行者の通行を妨げる行為を禁止しますと。違反者は法令により処罰されることがありますと。これ北九州市と小倉北警察署で出していました。

この掲示板は2020年7月まで設置されていました。この掲示板について、2021年3月当時の小倉北区役所まちづくり整備課も、原局も資料が残っていないと。掲示板の文言の掲載経過も分からないというものでした。

この文言は、最高裁判所の判例も数多くあり、文言が違法ですと、そういうことをお知らせしていく中で、9月21日時点で、この署名、配布のところが消されまして、このデッキは道路法上の道路ですと。道路上に机、椅子、その他の物件を置くことはできませんと。そして、名前も、警察が消えて北九州市だけと変更されました。

ところが、それから僅か5か月後、2021年2月15日には、この最高裁判例の文言は削除されたままなんですけど、今度は新たに、許可を得ずに看板やのぼり旗をくくりつけることを禁止しますと、こういうのが付け加えられて今に至っています。

このように、新たな文言が加わって、この文言を読んでどう思うかということなんですけれども、ここで質問します。

この文の法的根拠、そして許可はどこで受けるのか。許可を受けてくださいとは書いているんですけど、禁止しますと。許可を得ずにと書いてありますので、どうしたら許可が得られるのか。その電話番号も書いていないんですけど、このことについて原局の見解を伺います。

次に、公園の清掃について伺いたいんですけども、この夏、子供たちの居場所について調査をし、あさの汐風公園行きました。階段下の鏡の前で汗だくでダンスの練習をしていた高校生にお話を伺いました。この施設で不便なところはありませんかと。そう聞くと、炎天下で日陰がないというのと、ごみで汚いと訴えました。周囲を見渡すと、たばこの吸い殻が捨ててあります。子供たちに自分たちで掃除してダンスの練習をしると、そういうことも言えるのかもかもしれませんけれども、やっぱりきれいにしてあげてほしいんです。見解があったら教えてください。

次に、道路の整備なんですけど、小倉北区木町から南に日豊本線を高架で越えるバス道路、今バイパスが通って広い歩道もあって、朝夕は近くの高齢者などのウォーキングで非常に楽しまれているところなんですけど、そのバイパスと並行しているバス道路、山田緑地の入り口に至るこのバス道路なんですけれども、ここは道路の幅も狭く、道路に面してスーパーマーケット、ドラッグストア、郵便局、病院など生活に必要な施設が建ち並んでいます。ですから、地域住民の利用はバイパスとは比べ物にならないと。

その歩道がですね、道路も狭いんですけど、さらに狭くて、バス停に人が立っていると車道に下りないと擦れ違えないほどなところもあります。ショッピングカートを引いて高齢者も歩くこともできないと。私が見たときに、電動カートが道路を走っているという危険極まりないところなんで、早急に人が歩ける歩道に改善していただきたいと思います。見解があれば伺いたいと思います。

それと加えて、先日、北方の陸上自衛隊小倉駐屯地の前を、西の方向に、競馬場から自衛隊に至って、今度、守恒のほうに、右のほうに向かっていくんですけど、これちょっと鈍角に曲がるんですね。直角ではなくて、ちょっと開いて曲がるものですから、横断歩道を渡ってき

た自転車、車のちょうどフロントピラーのところにちょうど重なるんですね、歩行者とかが。それでやっぱり危ないので、金田の交差点なんかは、鈍角に曲がるところにカラー舗装とかされているので、そういう改善されたらなというところで、見解があれば伺います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 管理課長。

○管理課長 委員から御質問のあった小倉駅前のペDESTリアンデッキ上の看板について御説明させていただきます。

看板の内容なんですけど、先ほど委員がおっしゃられたとおり、2項目あります。1項目めは、道路法上の面から道路上に机、椅子、その他の物件を置くことを禁止するもの、2項目めといたしまして、許可を得ずに横断幕やのぼり旗をくくりつけることを禁止するもので、これにつきましては本市が掲示したものということで考えております。

特に今、委員から質問ありました2点目の項目の横断幕やのぼり旗が屋外広告物で、その禁止する法的な根拠ということですが、これにつきましては、屋外広告物条例、昭和39年に定め約60年近くになりますけど、このときに制定した条例に基づきまして禁止を明示したものでございます。

特に小倉駅の北口、それから南口の駅前広場は、屋外広告物条例に禁止する地域といたしまして、市長が指定する区域となっております。それから、小倉駅前のペDESTリアンデッキにつきましては、道路地域の指定も受けているということでございまして、原則として屋外広告物を禁止していることから、これを明示したものと考えております。

ただ、委員がおっしゃられましたように、具体的な問合せ先とか連絡先もないということも確かにありますので、今回この指摘を参考にいたしまして、今後、所管しております小倉北区役所まちづくり整備課とも協議を重ねていって、より実態に合った駅前の景観にふさわしい看板設置としていきたいと考えているところでございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 公園管理課長。

○公園管理課長 あさの汐風公園の清掃について御答弁申し上げます。

公園におきましては、都市公園関係条例ですとか、それから市の喫煙防止に関する条例等々で公共機関での喫煙ないしは公園でのごみ捨てなどの汚損、そういったものについては禁止ないし御遠慮いただくということになっております。

今回、ごみで汚いということでしたので、このあさの汐風公園は指定管理公園でもありますので、指定管理者とも連携しながら、まず清掃についてはやりたいと思います。

併せまして、ごみ捨て等々はマナーの啓発が重要だろうと思います。関係局とも連携しながらマナー啓発にも努めてまいりたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 道路計画課長。

○道路計画課長 2点ですね、まず1つ目、木町から南のほうに行く道路についてということで、バイパスが確かにございまして、車とか一部の歩行者の方はそちらに転換していると思います。

一方で、その並行するバスが通る道路につきましては、皆様の生活に必要な道路ということも認識をしております。確かに歩道の狭い部分があるということも存じておりますけれども、まず、現地の状況をちゃんと確認をいたしまして、どういった対策ができるかというのは、しっかりと考えていきたいと思っております。

2つ目、北方のところでございますけれども、こちらも現地を確認して、先ほど金田の例示もされておりましたけれども、安全対策としてどういったことができるか、しっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。

公園なんですけれども、たばこの吸い殻が捨ててあって汚いというのもあるんですけど、夏の間直射日光なんですよね、あそこね。それで、ダンスの練習をしている人たちが結構いらっしやるんです。順番待ちみたいな感じで並んでいるので、そういう子たちが日陰で待てるような、そういう方法も考えていただけたらなと思っております。これは要望します。

そして、この木町から山田緑地に至る結構長い距離なんですけど、バスが走っていますから、こっちのほうが生活道路なんです。南小倉中学校区というのは高齢化も激しくて、本当に歩道が段差も激しいし、ちょっとカートも引けないような状況なんです。ですから、ぜひ現地確認して、あまり広げられるところではないかもしれませんが、ちょっと大々的になっていくかもしれませんけど、やはり生活道路なのでよろしくお願いします。本当にスーパーの前なんかは横断歩道もなくて、しょっちゅう高齢者が渡っているので非常に危ないんですね。ぜひ確認してください。

そして、自衛隊の前ですけども、そこも歩車分離とかになれば一番いいのかもしれないけど、そこだったらできないことはないんじゃないかなと思うんです。そんなに交通量の激しいところでもないと思いますので、そういうことができたらと、そういうところも検討の一つとして考えていただけると。金田は難しいと言われたんですよ、歩車分離はね。それでそういうのができたらなと思っております。

それでは、ペDESTリアンデッキなんですけど、以前、これを尋ねたところによると、この法令は何かといったときに、これ道路法第32条だと言ったんです。道路法第32条、これ道路占用許可というやつなんです。今、屋外広告の条例というのを言われましたけれども、これ道路占用の許可って、何が占用しているのかというと、電柱とか、あと水道管とか下水管、鉄道、軌道、あと雪よけの施設とか地下街とか、そういうのがずっと1、2、3、4、5、6とある

んですけれども、その7番目に、前各号に掲げるもののほか、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件または施設で政令で定めるものとあるんです。そして、2項には、前項の許可を受けようとする者は、各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならないとあって、1つ目が道路の占用の目的です。2つ目が道路の占用の期間、3つ目が道路の占用の場所と、こういうことを記載した申請書を出さないといけないとあるんです。

ということは、この掲示板の文言の横断幕、のぼりというのが道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれがあるというものなのかと。これ、先ほどの看板とか広告とかとは別に、私たちいろいろと活動してのぼり旗とか横断幕とかを出すんです。ですから、広告ではないんですけど、そういう交通に支障を及ぼすおそれがあるというものなのかという問いに見解がありますか。

○主査（松岡裕一郎君） 管理課長。

○管理課長 確かにのぼり旗それから横断幕、こういうものは直接道路上には支障はないと思っております。

ということで、この横断幕、のぼりについては屋外広告物条例上禁止ということで、あくまでも、今、委員が言われた道路上の机、椅子、イベントのときとかに置くものにつきましては、道路上に設置されるものということで、これにつきましては道路占用の一時的な使用申請をお願いしたいという意味での掲示物と考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 出口議員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。

市民団体とか、私たちが改憲反対とか、9条を守れとか、原発廃炉とか、そういう街頭でのぼり旗や横断幕を掲げて宣伝とかやるんですね。これ1時間程度なんです。許可が必要というんなら、例えばごみステーションに許可を求めるのかということですよ。あれも道路占用ですからね。

ですから、駅前で市民が集まって自らの意見を表明できるという、これ憲法で定められた言論の自由、表現の自由なんですね。これを守られているというのが、まさしくこの北九州市の人権感覚のすばらしさだと思うんです。

ところが、この掲示板の文言は、この北九州市がやっている人権感覚を踏みにじる正反対の意思表示だと言わなければならないと考えるんです。こんな掲示板を北九州市の玄関口に設置するということを、まず市の職員の皆さんが、おかしいと問題にしなかったのが私理解できないんですけれども、こんな恥ずかしいことをやめさせるべきではないかと思うんですけど、ここではこんなこと聞いても、何か意見があれば、ありますか、これに。

○主査（松岡裕一郎君） 管理課長。

○管理課長 確かに、条例は先ほど言いましたように約60年前に制定されております。その後、最高裁判所の判例等もが生まれて、世の中も変わっております。

禁止自体は変わらないんですけど、例えば、今、委員がおっしゃったように、ごみステーションの問題についてもある程度は黙認するような格好でやっているということはありますので、これについてもやはり実態により即した形の内容として、看板の内容等も改めるように今後は小倉北区役所と協議していければと考えております。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） もうそう言っていただくと安心なんですけど、以前の署名とかを禁止すると。そういったものが、大昔ですよ、最高裁判所の判例が出て、問題ないと。これ逆に逮捕された人に賠償まで出ているんですよ、逮捕したところがあるんですよ、これ違反だといって。そこに損害賠償まで支払うようなことになっている。大昔のことなのに、こういう掲示をしていると。それを指摘したら消したけど、また今度はのぼり旗をするとか、これこそ市民の言論を封じるような文言なんですわね。

実際に、私はそういう横断幕を掲げたり、のぼり旗を上げて訴えているときにそれを言われたら言い返せますけど、分からない人は駄目なのかなと思って萎縮してもうできなくなってしまふんですよ。せつかくそういう指摘をしていないのに、片づけてくださいと言われないのに、この看板があるためにやっぱり萎縮効果というのは物すごく大きいと思いますから、こういう恥ずかしい看板はもうやめてください。

そして、市内にはもっと大切な掲示板がたくさんあって、そこは改善しない。文字が剥がれているとか、改善しないといけないところがたくさんあるんですよ。大切な予算はそういうところにこそ使っていただきたいと思います。早急にあの掲示板は撤去をしていただきたいと要望して、私からは終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、建設局にまず伺います。

公園愛護会と河川愛護会の決算額が当初予算から減少しております。その原因について伺います。

それから、歩道の舗装についてです。車道に比べて、はるかに改善が遅れていると感じております。団地などでも、車道は舗装工事をして歩道は手つかずで、団地はもう造成してから一度もやっていないというところもあるわけでありまして。歩道の劣化についての調査はやっているのかどうか伺います。

それから、道路整備のDXについて、その内容と効果、実績について伺います。

それから、道路の草刈り、これ年2回と年1回のところがあると聞きましたけれども、その基準は何か教えてください。

それから、技術監理局に伺います。

財産の取得で、消防関係で11台の更新が提案されております。これは半導体が入らないなどの影響で一部前倒しをしていると聞きましたけれども、11台のうち何台がそれに該当するのか、お知らせください。

それから、工事契約です。

桃園武道場、小池学園の変更金額が出ておりますけれども、資材、設計労務単価、それから週休2日制の達成などはどのように確認がされているのか。

それから、これは両局になりますけれども、指定管理者制度です。7割が1者応募になっているという本会議での答弁がありました。建設局ではどの程度あるのか、3件のうちのどの程度あるのかということについて伺います。

それともう一つは、技術監理局でのDXの内容について伺います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 公園管理課長。

○公園管理課長 愛護会の決算について御答弁申し上げます。

公園愛護会は、昨年1,149団体ありまして、今年度は1,121団体ということになっております。予算については、前年度ベースで予算を確保しておりまして、愛護会数が減ったということで決算額が減っているという状況です。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 水環境課長。

○水環境課長 河川愛護団体への決算金額が減額した理由について述べたいと思います。

河川愛護団体補助金は、良好な河川環境の保全を目指しまして、河川の清掃や除草などの美化活動を行うボランティア団体に支援したものでございます。令和4年度につきましては60団体に、合計210万円の補助金を交付してございます。

これに対しまして、前年度は61団体に交付いたしましたので、減額につきましては、団体数が減少したことによるものでございます。

これまでも様々な機会を通しまして、河川愛護団体の加入促進に努めてまいりましたが、今後も河川環境を大切に考えていただける個人、組織が増えるよう、取組を研究、実行してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 道路維持課長。

○道路維持課長 舗装の関係と、それからあとDXの取組の一部について御説明いたします。

車道の舗装につきましては、ひび割れやわだち、平坦性などについて点検をして、計画的に舗装の補修を行っております。

ただ、歩道につきましては、委員御指摘のように、そういった点検等を行っておりませんが、パトロールであるとか市民からの御要望に応じて、その都度補修を行っているという状況でございます。

それから、DXにつきまして、私どもでは2点ほど取組を行っています。

1点目につきましては、道路施設の一つでありますカーブミラーの点検のDX化を行っております。これにつきましては、DXを取り入れるということで健全度診断の精度向上であるとか、点検作業の効率化を図るということを目的に、経費削減を目指しております。

それから、もう一点、自転車駐車場のDX化というのに取り組んでおります。これは、管理業務の効率化、コスト縮減、それから利用者の利便性やサービスの向上を図るということで、施設情報の一元化、クラウド化、利用状況のリアルタイムの公開、それから定期券などのオンライン申請やキャッシュレス決済などを導入しようということで現在取り組んでおります。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 管理課長。

○管理課長 道路のDX化について、道路占用許可申請のオンライン化について御説明させていただきます。

これにつきましては、現在、各区役所で申請者が紙の申請書で申請していたんですが、各区で対応がばらばらだったということで、各区の共通の事務の統一化を図るとともに、事務の質の均一化、それから効率化を図ることを目指しております。

具体的な事務の内容といたしまして、申請のオンライン化、内容の入力フォームの統一化、それから道路台帳のシステム化、道路占用料の計算、各種資料の作成、こういうものがパソコン、電子データでできるようになるということで、来年4月の導入に向けて、現在、作業を進めているところでございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 道路の草刈り、植樹帯の草刈りということでお答えいたします。

市街地等につきましては年に2回としておりまして、特に郊外等その他の区域につきましては1回の草刈りという形で対応しております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 契約課長。

○契約課長 消防車両の取得について御説明させていただきます。

委員から御指摘がありましたとおり、半導体の搬入確保のために、一部の車両につきまして、納期を長めに確保させていただくために、発注を多少前倒しして対応させていただいております。

今回議案の5件11台のうち、高規格救急自動車4台を除きます4件7台につきまして、発注時期を前倒して対応させていただいております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 技術管理課長。

○技術管理課長 武道場の設計変更に伴って、設計労務単価の反映と週休2日の達成の確認について御説明いたします。

設計労務単価につきましては、国が毎年度3月に改定を行いますことから、本市も合わせて3月に公共工事設計労務単価の改定をしております、速やかに積算システムに反映しております。労務単価は特例措置で積算に反映されるようになっております。

また、週休2日の達成の確認といたしましては、工事の現場代理人から日報等を監督員に提出していただき、その内容を確認して週休2日が達成できているかを見極めております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 技術企画課長。

○技術企画課長 技術監理局が関わっておりますDXでございますけれども、公共工事に係るものとしたしましては、i-Construction、ICT施工の推進、オンライン監督、オンライン検査などを行っております。

また、公共工事関係部署といたしましては、入札契約事務の自動化ですとか、あと工事情報と契約情報の一元化などを行っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 総務課長。

○総務課長 指定管理業務のうち、建設局で所管している業務について入札が1者しかない、業務はどれくらいあるかということについてお答えいたします。

現在建設局が所管しております指定管理業務、施設としては複数の業務を一括してお願いしているところもございますので、業務数としては全部で12件ございます。このうち8件が入札としては1者のみの応募であったというところがございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ありがとうございます。

順番どおり行きますけれども、公園愛護会それから河川愛護会ですね。基本的に地域住民で組織されるボランティア団体に、公園清掃とか美化などの活動、これを支援するための活動費を助成するということになっております。公園愛護会は、公園への愛着、それから活用の促進というのが目的になっているんですけれども、3月末時点で1,121団体、約1万8,600人が登録をされています。この推移は、先ほど、昨年、その前とお話がありましたけれども、だんだん減ってきている状況なのか。

同じく河川愛護会は、3月末で60団体、それから登録数は約1,000人ということになっておりますけれども、その推移についてお知らせください。

○主査（松岡裕一郎君） 公園管理課長。

○公園管理課長 公園愛護会の団体数の推移について御答弁申し上げます。

ここ10年ぐらいの傾向を見ますと、平成24年が1,155で、それから平成30年頃まで1,180幾つということで、若干の増加傾向にありました。

その後、令和元年の1,184をピークに、それから1,150台、それから令和4年度は1,120台と減

少しております。

高齢化等々というのもございますでしょうし、特にコロナが始まってからの減少というのが目立っているかなと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 水環境課長。

○水環境課長 河川愛護団体の推移について御説明させていただきます。

河川愛護団体につきましても、令和元年度、69団体に達成したのをピークにいたしまして、会員数は減少してございまして、今年度につきましては60団体となっているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） いわゆる高齢化が進んでいって、令和元年といたしますとやっぱりコロナの影響があるのかなと思いますけれども、これ人数で言うと、団体が減っている分人数も減少しているというのは分かるんですけども、人数で言うとどれぐらいの減少幅になるんですか。

○主査（松岡裕一郎君） 公園管理課長。

○公園管理課長 団体数のピークである令和元年が2万人ぐらいで、令和4年度が1万8,600人ぐらいとなっております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 水環境課長。

○水環境課長 すみません、人数は正確には把握してございませんが、この補助金の交付条件といたしましては、1団体10人以上の構成で考えておりますので、10人以上掛ける団体数になると考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ありがとうございます。

それと、もう一つは、公園も河川もですけども、別途、地域総括補助金というのが出ていますね。それで、公園は3,865万円、河川は195万円が別途あると聞いております。これはどういう使われ方をしているのか。また、その支出した実績がどれぐらいあるのか、教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 公園管理課長。

○公園管理課長 公園愛護会助成金の使途等について、こちらは区役所で実際の業務を行っておりますので、ちょっと詳細というのはなかなか分からないんですけども、助成金の使途としましては、ほうきやちり取りなどの掃除用具類の購入、それから花とか肥料の購入、それからせん定ばさみ等々の用具の購入に使うということになっております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 水環境課長。

○水環境課長 まちづくり協議会へ加入している55団体の地域総括補助金が195万円、まちづくり協議会に加入していない5団体が水環境課から補助金15万円の内訳となっております。

内容につきましては、河川の除草、清掃等に利用する用具等々に活用しているものと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）この間の実績はありますか、道具を買ったみたいなの。

○主査（松岡裕一郎君）公園管理課長。

○公園管理課長 実際の使途等の確認業務は区役所で行っております。先ほど申し上げたような使途に助成金は限定しております、実績報告の中で確認しておりますので、そういった使途に使われているものと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）いずれにしても、コロナ禍でどんどん減ってきている、高齢化も進んでいるという状況は、今後改善されていくとはあまり考えられないと思うんです。ですから、公園愛護も河川愛護も、今どういう状況なのかということですよ。公園も非常に整備が行き届いていない公園は多々あります。河川でも、水につかるような草が生えとるとというような河川もあるわけですよね。こういう整備がボランティアでもう賄えない状況になっているということは、やはり注視をしていく必要があると思いますし、それは見た目の意味でも、これは行政側がどう手を携えていくかということをしっかり考えていくような時期に来ているんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討を進めてください。

それから、道路の歩道の舗装についてですけれども、やはり点検はやられていないということでした。何ちゅうかな、国道から1本道入ったらもう歩道はがちゃがちゃなんです。もう砂利が立っている。歩道を歩くのが高齢者は怖いと言うんですね。砂利が立った状況ですから、もうすぐつまずくんですよ、高齢者がね。だから、車道を歩いたほうが安全だと、車道を歩いているんですよ、歩道を避けてね。そういう道路はやはり点検をしとかんといかんと思いますし、まちづくり整備課だけに頼っていたらこれは難しいということですよ。

D Xなんですけれども、今お話を聞くと、カーブミラーの点検だとか自転車の駐車場、それから、道路の占用申請のオンライン化だとお聞きをしました。

今後の活用方法として、市民からの通報というか、ここを直してほしいとかという要望を写真で撮って送るとか、そういうような使い方というのは考えられているんですか。

○主査（松岡裕一郎君）総務課長。

○総務課長 今回のこの道路D X事業とは直接同じものではないんですが、市民の方から例えば道路の陥没であったりとか、歩道の一部が舗装が剥がれているといったものについて通報していただく、i P h o n e やアンドロイドなどスマートフォンを使った通報システムというのを現在開発中でございます。これにつきましては、今システムの開発は終わりました試行運用といたしますか、うまく機能するのかということを実際にテストをしているところでございます。

これがうまくいけばで一般の市民の方にも使っていただけるような形で広く公開したいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） むちゃくちゃ要望が上がってくると思うんですよ。これ大量に相当苦労すると思うけども、さっきも言いましたけど、高齢者の方はすぐつまずいてこけるんです。ですから、つまずいてこけて、これが訴訟になったりするケースだってあるわけです。こういうのを防ぐためにも、やはり環境を整えてやってください。そういう行き渡るように今後考えていただきたいと思います。

それと、道路の草刈りですけれども、市街地が2回で、その他が1回と。非常に今、苦情が多いんですよ。町が汚いと。前はこんなことなかったと言われるんです。これ回数変わっているんですかね。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 基本的な2回と1回という考え方は以前と一緒でございまして、以前は除草剤を使っていて、それを取りやめたというところで草の生え具合に変化は起きているということは考えられます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 市街地は2回よね。2回の間にはもうぼうぼうになるんですよ、今ね。市街地でもやはりその町の顔になる道路なんですよ。そこはやはりもう少し数を増やすかどうか、そしてその他1回でしょう。もうみつともないぐらい生えています。それと、安全面から考えて、市街地以外でも危険な道路というのはいっぱいあるんですよ。そういうところをちょっと点検をしてほしいと思うんです。

例えば、ビッグモーターみたいにちゃんと除草剤をまいてきれいになくなればそれはええんやけども、そうはならんわけでしょう。そしたら、交差点の中での除草だけは頻繁にやりましようとか、歩行者の確認ができないぐらいになっとる。これは市街地だけじゃないですよ。だから、こういうところは子供たちを守るためにもやらないかん。一番子供たちが背が低いから、草の格好の餌食になってしまうんですよ。死角に入ってしまう。こういうところはしっかり点検を進める必要があると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、技術監理局に行きますけれども、工事契約なんですよ。週休2日制の達成などは、日報の提出を求めているということでもありますけれども、これは実情、実態、日報だけですよね。実態としてはどうつかまれているんでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 技術管理課長。

○技術管理課長 現場で作業を行っていないという状況、現場閉所という所を監督員が日報で確認しております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それでは、作業を実際に行っていないわけだから2日制が守れているんだという確認が行われているという認識でよろしいですね。

○主査（松岡裕一郎君） 技術管理課長。

○技術管理課長 はい、そのとおりでございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） すると、問題は、いつも言う設計労務単価ですよ。これを労務単価として上げているわけですから、これが労働者単位までちゃんと配分されているかというところまでは、やはり点検する必要があると思うんですよ。これが少し改善されたかどうか教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 契約制度課長。

○契約制度課長 労働者の適正な環境確保の観点から、労務単価引上げ等を行っております。実際、その支払いに関して、民民のことであるので私ども直接確認はしておりません。

ただ、例えば5,000万円以上の工事、大型工事説明会等やっており、現場代理人、技術者等に適正な水準の賃金の支払いをお願いしているところであります。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 毎年答弁変わらんのですよ。だから、これは現場が休んでるところまで週休2日制は確認するわけでしょ。そしたら、実際に市が、支出をしている労務単価が賃金に反映されているかということ調べる、その必要性は必ずあると思いますので、ここ一步でも前進してください。何らかの調査をするんだというところですよ。それはお願いをしておきます。

それから、指定管理者制度、先ほど建設局から12件中8件が1者応札だということの答弁がありましたけれども、これについて技術監理局としてはどうお考えでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 契約制度課長。

○契約制度課長 指定管理制度については、私ども制度の所管でありませぬので、ちょっとお答えできません。申し訳ありません。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これ契約ですよ。原局が指定管理者と契約をするということにはなるんだらうけれども、ただ、これは契約としてどう考えるかということが一番大事だと思うんです。競争原理働かないわけでしょ、1者応札やから。その件についてどう考えますか。

○主査（松岡裕一郎君） 契約部長。

○契約部長 指定管理については、確かに今、1者の応札というか、応募が多いとは伺っています。一般論としては、それぞれきちんと公募をした上で、十分な期間を取って指定管理を公

募しているということで公平性とか透明性は確保されていると思っております。

ただ、その応募が少ないという理由は、それぞれ人材の確保ができないのかとか、物価上昇に価格が追いついているのかとか、また、今は市のホームページとかだけで公報しているが、周知が適切に行われているのかとかということ、各局はその原因について、究明というか、分析をしていく必要はあると思っております。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 原局だけに任せておくと必ずこれはなれ合いが生じてきます。だから僕は技術監理局に聞いているんです。これを統括せないかんと思うんですよね。契約そのものがどうであるのか。先ほど言われたとおりなんですよね。やはり入札そのものの制度がどういう形で設定されているのかということところが一番大事ですから、ここは技術監理局も原局でやることだから知りませんでは駄目だと思いますので、ぜひ目を光らせるぐらいのことをやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをして終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 続けます。ほかにございませんか。浜口委員。

○委員（浜口恒博君） 私から建設局にお伺いをいたします。

まず、全国のビッグモーター店舗前の街路樹が被害に遭って枯れたりしている問題ですけども、本市においても小倉西港店、そして小倉南店の前の街路樹が被害に遭って、先日、市長が被害届を提出して、土壌調査の結果について記者会見がされました。この被害状況等について少し詳細に教えていただきたいと思っております。

○主査（松岡裕一郎君） 道路維持課長。

○道路維持課長 被害状況です。小倉西港店につきましては、約50メートルにわたりましてツツジが172本なくなっております。それから、小倉南店におきましては、約130メートル区間におきまして、トベラという同じく低木が729本、それから高木が、イチョウ4本、オオシマザクラ4本、合わせて8本が被害を受けたと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 浜口委員。

○委員（浜口恒博君） 本市では街路樹等の老朽化といいますか、幹が腐ったりして倒木の危険性があったり、また折れた枝が、かかり枝といって木の中にかかり落下するおそれがある。そういう巡回点検等はなされているわけでありませぬかね。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 街路樹の交通安全上の点検ということにつきましてですけれども、先ほど委員がおっしゃられたとおり、高齢化が進んでいるというか、腐朽が見られやすい樹種とか、あと幹線道路であるとか、そういった路線を選定いたしまして、5年に一遍、樹木医の資格を持っている専門家に点検を依頼して、未然にそういった倒れやすい木を発見するというような点検を行っているところです。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）浜口委員。

○委員（浜口恒博君）5年に1回ですかね。名古屋は3か月に2回ほど自転車で回ったりしているような報道があったんですけども、5年に1回というのはちょっと間隔が開き過ぎかなと思います。このビッグモーターの小倉西港店ですかね、それと小倉南店のここの街路樹が枯れてしまった時期というのは、大体いつ頃枯れてしまったのかというのを少しお聞きをしたいんですけども。

○主査（松岡裕一郎君）みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 区役所とかの聞き取りのところで申しますと、令和2年頃に衰弱とかそういったものが認められたと聞いております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）浜口委員。

○委員（浜口恒博君）巡視点検を5年に1回されていますし、この前がいつ頃点検されたのかというのがありますけども、もし点検をされていれば、そういった枯れた状態とか分かるわけです。今回まで全然手がつけられなかったということなんですけども、枯れた樹木とか街路樹はどこが撤去をされたのか。市がしたのか、ビッグモーターがしたのか、別の方がしたのか、その辺を少し教えてほしいんですけども。

○主査（松岡裕一郎君）道路維持課長。

○道路維持課長 撤去につきましては、市でやったという記録も残っておりませんし、行っていないという状況です。

ただ、実際に誰がやったのかということにつきましては、先日、ビッグモーターからヒアリングした結果を文書で回答いただきまして、ビッグモーターの店舗のほうで撤去もしくは伐採をしたと回答を得ております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）浜口委員。

○委員（浜口恒博君）先ほど言いました小倉西港で約50メートル、小倉南で約130メートル、相当な規模なんですけども、巡視点検をしっかりとやっていけば、枯れたときにまず確認できて、それなりの対応ができたかなと思うんですけども、そういったことがなされてなかったということで今日まで分からなかった、何年も分からなかったと思います。しっかり今後は点検をやっていただきたいと思います。

もう一つ、兵庫県明石市の公園なんですけども、何年かに分けて約1,700本の樹木が伐採される事業が行われているということでニュースがありました。市民グループからも過剰な伐採が見られるということで、この事業計画の中断、見直しが訴えられていますけども、県としては、公園内にあるこの明石城し、城の跡なんですけども、この石垣保全と景観の向上ということで引き続き進めていくということです。石垣から5メートル離れた樹木が根を張って石垣の中に入って行って石垣が崩壊をするということで伐採をされています。私もよく相談受けるんですけども、

家の前の街路樹が根上がりしたり、イチョウの木とかいろんな落葉樹の葉っぱが落ちて家の中や庭に入って、雨どいなんかも掃除が大変だということと。ギンナンが落ちて踏まれて臭いという、そういった相談を受けています。折尾で公園の中に10メートルを超えるイチョウの木が3本あって、道路幅4～5メートルの道路の反対側に一段低くなった民家があるんですけども、イチョウの葉っぱが風に吹かれてその家の敷地内にじゅうたんみたいに真っ黄なになって毎年困っているということで相談を受けて、まちづくり整備課に行って、撤去をしてほしいという住民の方からの要望を伝えたんですが、撤去はできないということで、少しせん定をしますということで、イチョウの葉が落ちてしまってから少しせん定をされました。毎年そんな状況で困られている状況があるんです。そういった街路樹というのは撤去ができないんでしょうか、少しその辺教えてほしいんですけども。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 交通安全上支障のあるものについては、状況を見ながら撤去ということはございます。

ただ、落葉の対策としては、せん定時期を工夫したりとか、切り方をちょっと強めに切って、経年を見ながら行っていくとかというような対応を取っているところです。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 浜口委員。

○委員（浜口恒博君） せん定でほぼ対応できないと思うんですよね。家の方困っていますし、先ほど山内委員からありましたが、根上がりによって歩道が歩きづらくなってつまずいたり、車椅子で通るのに大変だったりということで、また、先ほどの明石市でもありましたように、石垣から5メートル離れた木を、根が張ってくるから伐採をするという理屈でいきますと、普通の歩道を見たときに、歩道の幅が2メートルから3メートルしかないところに、大きなイチョウの木が何本も植えられていますし、そういった木の根が民家の中に張っていったり、そういった問題もあると思います。

今、全国のそういった問題を少し調べてみたんですけども、イチョウの木とかそういった落葉樹のいろんな問題が大きくなり過ぎて、植えたときはよかったんですけども、40年、50年たってやっぱり道路のスペース以上に大きくなって大変な問題が起こっていて、街路樹の再生計画というのを今進めているところがあるんです。どういった内容かということ、背が大きくならない木ですかね、ハナミズキとか、ヤマボウシとか、地域住民の理解、協力を得て、そういった木に植え替えて、5メートル以上にならないし、茂らないし、花が咲いて、そういった地域で理解を得て植え替えて、それによって電線にかかったりしない、せん定費用も大分抑えられると思うんです。やっぱりもうそういう時期に来ているんじゃないかなと思うし、落ち葉で毎年悩まれている住民の方に少し寄り添っていただいて、そういった街路樹の再生計画も進めていただければと思います。要望にしておきます、よろしく願いしておきます。以上で

す。

○主査（松岡裕一郎君） ハートフル北九州。河田委員。

○委員（河田圭一郎君） 私から1点。工事で役所の仕事をする場合、土木屋さんや緑化の仕事をする方たちは、ガードマンがいなければ着工できないということです。

これは役所からそういう指導があるのか。それと、民間で今、私の近所でマンションが建っていますが、近隣対策で地域住民への説明会のときに、ガードマンは絶対つけますということで着工しましたが、土曜日とかなんとかするのにガードマンをつけていないんですよ。だから、民間の場合はガードマンをつけなくてもいいのかどうか。

それで、ガードマンつけてくれないかと、説明会のときにはつけると言ったやないかと言うたら、名前出していいんですかね、なかやしきさんから福屋建設さんにこの金額でやってくれと言われ到底予算が足りないということでやりくりしているので、大型車が入り出す場合のガードマン2人は無理ですということであった。そういう場合はどうなんですかね。ちょっとお伺いしたい。

○主査（松岡裕一郎君） 技術管理課長。

○技術管理課長 交通誘導員について御説明いたします。工事の交通誘導員でございますけど、役目といたしましては、工事の安全対策、特に人や自動車、自転車などの一般交通に伴う災害の防止にあるところでございます。

ですので、公共工事の発注者といたしましては、そういう交通災害の防止という観点から交通誘導員を配置する。場合によっては警察協議等で交通誘導員を配置しなければいけないという許可条件がつくこともあります。基本的に公共工事、特に道路上で行う工事におきましては配置いたしております。

建築工事等も、資材の搬入等で、道路から入るところに交通誘導員を置くと、これも交通災害の防止の観点から基本的には配置をしております。

民間の場合では、費用がかかるとかそういったことは把握してございません。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 技術部長。

○技術部長 公共工事におけますガードマンについての考え方ということで御質問いただきました。

例えば道路でいいますと、道路管理者が行う工事ですとか、埋まっている上下水道工事等ございますけれども、そうしたときに道路の通行を規制しなければならない工事の場合、道路交通法に基づく道路使用という手続が必要になりますので、所轄の警察署が交通管理者になりますので、工事する担当の部署のほうから道路使用という手続を取らせていただきます。その際、交通規制に伴って円滑な交通に支障のないようにということで、許可条件としてガードマンを

つけることとなります。それによって我々発注部署でガードマンをつけさせていただいていると。

一方で、同じように市の所管しています例えば体育館ですとか図書館ですとか、そういったものを工事で扱うといった場合には、道路の出入り等で周りの交通に影響がございますので、そういった場合に市の発注工事においてもガードマンをつけているといったようなことが実情としてございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 河田委員。

○委員（河田圭一郎君） こちら民間の場合はもう役所から何も言えないということですね。これはあと警察が対処するということ。

○主査（松岡裕一郎君） 技術部長。

○技術部長 民間の工事であっても、例えば建築工事であれば、建築工事を所管している建築都市局が確認申請を行っておりますので、そういった部分であったり、あるいは道路管理者で何かしらの指導といったようなことが考えられると思われまます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 河田委員。

○委員（河田圭一郎君） 建築都市局に聞きました。そしたら課長さんがね、いやいやそれは市は関係ありませんということで、どこが所管か調べましょうかということでした。どうなんですかね。

民間で今の工事では側道から出てくるときに、その四つ角が狭いんです。10トン車が出てくれば道路いっぱい使うてしまう。そのような道路で、住民の安全を守ることを考えれば、やはり役所がそのようなガードマンのこともについても指導できるのであれば、ガードマンつけなさいというような指導はしてもらいたい。建築都市局では、それは自分ところじゃありませんということだったんで、それだったら警察に言うしかないんですが、どうなんでしょう。

○主査（松岡裕一郎君） 技術監理局長。

○技術監理局長 市が、民間の工事に対して、相談はできると思いますけども、指導までは難しいです。

指導できるのはやはり交通管理者、警察にこういうことでやはり危ないですよということであれば、警察から民間事業者には指導は可能でございます。そちらのほうは、我々とすれば、通報があれば警察につながりますし、いろんな形で、市が直接どうこうしてというところまではできませんけども、いろんな形での協力は可能だと思っておりますので、また御相談いただければと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 河田委員。

○委員（河田圭一郎君） 分かりました。ありがとうございました。終わります。

○主査（松岡裕一郎君） ほかに。森本委員。

○委員（森本由美君） 数点お伺いしたいと思います。

まず、公園の維持管理なんですけど、なかなかやはり木が大きくなったり枯れたりということで維持管理にもお金がかかってくると思います。あと指定管理施設についても、ハードの老朽化ということで、やはりその分の改修とか修繕とか、そういったものがかかってくると思うんです。市民の方からいろんな声をいただいているので、お伺いしたいと思います。

1つは、大きな公園が小倉南区にもあります、文化記念公園ですけれども、その木が長年大きくなって公園をはみ出て、ちょうど裏におうちが建ったりして困っているということを知っています。

もう一つ、小さい公園でもやはりそういう問題があります。住民からしたら、何もただ掃除するぐらいだったら大したコストとか自分の労力だけなんですけれども、結局屋根の中に入ったりして、電気が使えなくなったとか、電気が遮断されたりとか、いろんな問題が起こってきて、住民だけではどうにもならないということがあるということも複数聞いております。

お聞きしたいのは、昨年から現在で、今後そういう公園の樹木がだんだん大きくなってくると、目視で見たりとか、定期的にはやっていないと言っていましたね。そういう樹木のせん定計画というものをちゃんとつくるべきではないかと思います。せめて大きいところにはそういったものがないと、住民の苦情があつてその都度やるのではなくて、やはり大きな公園はちゃんと市の目が届くようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

1つ、もう本当に困っているものがありまして、それは小倉南区の小さな公園なんですけれども、市の公園になっていますが、公園の一部、のり面だけが民間となっていて、民間というのも、結局市はできませんということで私たちでいろいろ調べてやっているんですが、多分その民地は所有者が不明だと思います。今、おうちや会社に行かないといけないからいろいろ見ているんですけど、多分会社はなくなっているんじゃないかなと思うんですけれども、ただそののり面のところにやはり木や植物がだんだん植わってきて、それが風で向かい側のおうちに、やはり電気がつかなくなったりとか、大変な被害を及ぼしていると。区役所ではちょっと無理じゃないかなと思って、そういうところの住民が実際に生活していて、大変な経済的なコストをかけて改修しなきゃいけないという状況になっているような場合には、やはり市が、民地だから民地でやってくださいではなくて、相談に乗って、何かできることはないか。公園の一部になっているわけですから、のり面というのが、そういうところが、何か寄り添っていただきたいと思うんですけれども、民間では限界を超えています。そういった件について、もうちょっと親切に本庁でも指導していただけたらと思います。いかがでしょうか。

それと、もう一点、これも公園になると思うんですけど、指定管理者のことで山内委員からお話があつて、1者のみの入札ということで、なかなかお金にならないし厳しいから、なかなか手が挙がらず競争原理が働いていないということもあると思います。

ただ、指定管理者を取るたびに、少しコスト削減ということで、前より高くはなかなか取れないような状況で、せめて現状維持。私もほかの業界とかもちょっと話は聞いていますけれども、結局、光熱費とかが上がるとしわ寄せがやはり職員の待遇改善ということにはなっていないんじゃないかということを思います。

せめて業務に見合った適正な給与なのかということと、週休2日が取れているのか、最低賃金はちゃんといつているのか。例えば最低賃金はあったとしても、残業がサービス残業という場合もあると思うので、そののところをちゃんとチェックをする。今度契約するときにはそういったところもちゃんと出してくださいと言書けば済むかもしれませんが。やはりだんだん毎回安くなっているの、その職員さんは維持されているかもしれないけど、市の指定管理施設だとほとんどが、前よりいいということは絶対ないんですよ。今、値段というのも大事なので、そういったところはどういうふう、ちゃんと監視していかなきゃいけないんじゃないでしょうか。それこそ官製ワーキングプアということになっているんじゃないかと私は大変心配をしておりますが、いかがでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 公園の大きな樹木のせん定計画というお話についてでございます。公園の樹木につきましては、基本的に高木については自然に伸ばすという基本の考え方としておりますけれども、隣地に越境とか、あと危険な倒木のおそれがあるものというものについては、せん定や撤去等の対応はしているところです。

越境して御迷惑かけているような状況がありましたら、区役所にお声を届けていただいて、そちらについては適切な対応を取っていきたいと考えております。

計画的なせん定は、やはり費用的な問題とかもございまして、なかなか計画的とはまいりませんけれども、随時御連絡いただきながら対応をと考えております。

それと、のり面の民地というところで、やはり民地につきましては、いろいろ権利関係の問題もございまして、なかなか手を出しづらいのは事実でございますけれども、公園の一部になっている、具体的な場所等は、まず現地の確認等をしてみたいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 契約制度課長。

○契約制度課長 指定管理に関する御質問をいただきました。

先ほど申しましたように、指定管理者制度については、私ども入札制度等を所管する部署で、分からないところがあるんですが、今聞いているのは、指定管理者制度は、施設の目的を達成するため、必要な業務内容、サービスの質を考慮し、必要な職員の配置、勤務形態などに応じた適切な積算を行えるよう、人件費等の物価上昇分も勘案した指定管理料の上限額を設定していると聞いております。

そういうことに取り組んでいると聞いているところですが、職員の待遇改善等、御意見出た

のはお伝えしたいと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）森本委員。

○委員（森本由美君）最後のところ、すみません、何とおっしゃったんですか。

○主査（松岡裕一郎君）契約制度課長。

○契約制度課長 委員から職員の待遇改善等について、御質問が出たということをお管局にお伝えしたいと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）森本委員。

○委員（森本由美君）文化記念公園、大きい公園については市が直接管理している公園ですけれども、適切な対応を取るとおっしゃっていただいたのはありがたいんですけど、実際そうじゃないという現実があるので、また具体的に相談を、今もしていますけれども、させていただきたいと思います。

大きいところは何か定期的にせん定ってしてなくて、本当そのままなんです。自然の公園とかいろんな公園の性格ってあるじゃないですか、都市公園とか広域拠点公園とか、全部自然のままが基本なんですかね。

○主査（松岡裕一郎君）みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 基本的には自然の樹形に任せてということで、多くはないんですけども、仕立て物といいますか、いわゆる庭園として管理が必要なところについては手を入れますけれども。あと、いわゆる低木、寄せ植えと呼んでいるツツジなどについては草刈りと同時に刈り込み等は行っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）森本委員。

○委員（森本由美君）草刈りをしているということは、定期的にそういう維持管理の整備計画というんですか、維持管理計画というのはあるわけですね。

ただ、木は自然だからということで何もしないようにしているということなんですか。そのときでも、危ないものとかは、やはり見て、そのときに一緒にやっていただけるとありがたいんですけど、いかがなんでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君）みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 除草とかせん定、項目によりまして、除草につきましては定期的な草刈りを行っております、あと点検、危険なものということにつきましては、公園巡視員が30日から40日間に1回の周期で市内の公園を巡視点検して、危険な状況があれば区役所に連絡して対応を取っていくというようなこともありますし、市民の方からそういった状況を発見いただければ、また御連絡いただければ、対応を取って維持管理をしております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）森本委員。

○委員（森本由美君）巡視点検がされているといった公園でもそういうことが起こっているの

で、あとは個別ということになるんでしょうかね。また、具体的に相談はしていてなかなか解決が厳しいようですが、また改めて相談をさせていただきたいと思います。

それと、小さな公園のもう一つの話、のり面の分なんですけれども、このまま持ち主が不明という場合はどうなるんですか。本当に危ないので何かしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 所有者が不明ということではございますけれども、不明だからといって、やはり権利関係が市にある状態ではございませんので、もし所有物に何かあって、後で断りなく毀損が生じたということがあっては、その対応が難しくなりますので、民有地ということが明らかな限りは、なかなか市が手を出すのは難しい状況かと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 委員がおっしゃるように、市民に直ちに安全を脅かすとか、そういったことはよくないと思うので、何とかする必要があるんだとは思いますが、今課長が言ったように、一義的には民有地のことについては財産権とか、そういったものがありますので、なかなか手が出せないというのが実情でございます。

ただ、一方で、ここはそんなに詳しく勉強できていないんですけど、民法等が改正になりまして、そういう近隣住民とかに直ちに危険が及ぶとか、そういったものについては、一義的にはその所有者に撤去してもらおうとか、そういったことをしてもらおうんですけども、その辺で所有者が分からない場合には対応できるとか、何かそういった民法改正が最近あったと思いますので、そういった中で対応ができないかというのは勉強したいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 私も住民と一緒に考えて本当に悩んで、何年もずっと引きずっている問題とお聞きしていますので、ぜひ相談に乗っていただければ、私も民法改正がどうなったかということについても勉強したいと思いますので、今後ともよろしく願います。

最後に、指定管理者なんですけれども、もともとのその所管しているところが考える。それと、武内市長も指定管理者制度見直すということで1年延長しているので、それは見直していただきたいと思うんですけれども、やはり大事な建設局所管の指定管理の施設が、職員がモチベーションを持ってちゃんと働いていて、ハードの老朽化ということで、もしその施設が言ってきたんだったら、やはり自分たちの自前で厳しい場合には、しっかり直してあげたりとか、枯れた木が危なかったりしたら切ってあげたりとか、そういうのは相談に乗っていただきたいなと思うんですよね。

やはり、私は図書館でいろいろ指定管理制度を勉強していましたが、結婚するからやめますということのないように、持続可能で優秀な方がモチベーションを持って働き続けられる職

場であるべきではないかと思っております。業務内容に見合ったベテランの方の適切な給与について、今のシステムでは、ベテランの方が指定管理者が例えば違うところになっても、図書館は引き続きその会社が雇ってくれてはいるんですが、給料が全く横ばいというか、厳しいところが多いと聞いていますし、建設局もなかなか来場者を増やすということも難しいと思いますし、評価基準というのが一番目立っている。でも、なかなか同じような施設に毎年もっと来場者を増やせるかといったら、増やせないじゃないですか。コロナ禍のときに。例えば20周年の到津の森公園とかだったら分かりますけど、普通の公園で普通に利用していて、人口も減少し、子供たちも少子化という中でそんなに増えない。何でかという、指定管理者が次の指定を取るときの目標というのが、必ず来場者を増やすということとなっていて、それですごく苦しい思いをしていると私も聞いていますので、何とかそのところは、その評価基準というものも、今ある基準を維持しているというそういう評価基準の見直しというのは、所管局だったらできるんじゃないかと思うんですけども。その辺を含めて今後の建設局所管の指定管理者制度のあるべき姿というものをちょっと考えていただけたらなと思いますけれども、何か見解をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 公園管理課長。

○公園管理課長 私ども公園で指定管理者を複数所管しております。利用者を増やすということは一つの目標ということでしております。

ただ、目標設定に当たっては、いたずらに高い目標を設定しようということではなくて、適切な目標を設定していこうということでやっております。

それから、様々な労働条件等々についてですが、一義的には指定管理者での管理にはなると思うんですけども、労働関係法令の遵守については私どもしっかりと呼びかけてまいりたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 今しっかり市全体で指定管理者制度について見直しがされているので、建設局においても、もっと必要な項目がないか、追加すべきではないか、来場者以外の評価指標がないのかどうか、職員の仕事、業務内容に見合った適正な給与、そういったことはかれるようなそういう評価項目、選定項目をつくっていただきたいということを申し上げて終わりにしたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） ほかに。吉村委員。

○委員（吉村太志君） 本会議中は技術監理局、建設局ありがとうございました。本当に、今後も建設関係というものがしっかり必要だと局長も答弁していただいて、これからも市民の安心、安全のために、まずはとにかくこの町が安心、安全になるように頑張っていただきたいということで、そこで1問だけお聞かせください。もしかしたら答えはまだないのだろうなと思いま

すので、その辺はまた、もしよかったら局長が最後に拾ってもらえればいいかなと思っています。

先ほども各委員から出ました、この町の歩道とかの樹木、これは私が記憶にあるとしたら、末吉市長のときから、たしか緑の町を増やしていこうということで、言い方はちょっと失礼になるかもしれませんが、新設した道路で、ここはケヤキ、ここは何々とかいろいろな木を植え込んでいったようなものになっているんじゃないかなと思います。

その中で、時が過ぎていって、今は緑からバリアフリーというものになって行きつつあります。

その中で、先ほども樹木の幹が上がって、当時インターロッキングとか、非常にこれはもう本当にきれいやし、黒崎窯業とかも北九州にあったから、それを使ってブロックをきれいにやっていました。しかし、今はそれが根が上がったりして、それにつまづいてこける年長者の方もたくさんいます。

その中で、ちょうど今、技術監理局長をされている丹田局長が小倉南区長のときに、その問題でちょうど小倉南区役所から城野駅までの道、特別支援学校もあるし、医療センターもあるし、あの道も同じようにインターロッキングをしてまた樹木を置いて、先ほどの委員からも意見が出たように、道路が狭いのにもかかわらず樹木を植えて、車椅子の方も通れないぐらいのところがありました。それを区長が、まちづくり整備課と一緒にになって樹木を切っていただいて、ようやく木が切れていって、今徐々にきれいに整地をされていっていますので、これは本当ありがとうございました。

その中で、今、緑の基本計画というものを出していますよね。いろいろ検討会を開いたり、パブリックコメントも出したりとかしながら、その中で例えば建設関係の中である程度これからの方向性というのはいまもう出ましたか。例えば、樹木は歩道とかそういったところにはなるべく、今からも正直な話、お金がたくさん余るほどないんですから、それをまたせん定するのにもお金がかかる。そしたら、そういったところじゃなく、本当に集中して公園や樹木を置いてもいい、皆さんが癒やしになれるようなところにしていくとか、分別をしていく。そういったようなことを今考えて、もうその方向に進んでいるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいのですが。ただ、市としても、北九州は今、SDGs未来都市として地球温暖化とか、いろいろなものがあってやっぱり緑も増やさないとというジレンマも正直言っているといます。

けども、今言ったように、建設関係も今予算もなくなり、これから災害に強い町をつくらなければいけない、長寿命化にも力を入れていかなければいけない、そういった中で、この樹木、そしてまた草木、草刈りとか、こういったものに対しての方向性というのはいま出ているのか、その辺を少し教えてください。出てなければ、まだ今検討中ということだけでもいい

いです。そしたらそこから僕らも要望したいこともありますので、どうぞお願いします。

○主査（松岡裕一郎君） 緑政課長。

○緑政課長 道路緑化とか街路樹の基本的な考え方でございます。

本市では、緑の基本計画を策定しまして、街路樹の統一性と連続性による緑のネットワークの形成を図り、良好な生活環境の創出や美しい都市景観の形成を目指しているところでございます。

道路緑化の基本的な考え方につきましては、やはり委員御指摘のように、財源も厳しいところもございまして、今は緑で豊かで安全な道路空間の確保と、長期的な維持管理費の削減ということが重要でございまして、路線ごとに道路緑化の選択と集中を行いまして、適切な維持管理を実施していこうという方針で進めているところでございます。

厳しい財政状況でございまして、めり張りをつけましてしっかりやっていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） すみません、課長はやっぱり答弁せないけんから、資料を見ながらちゃんと言わないけんかもしれんけど、簡単にちょっと聞きます。

今からは樹木のこととか、草木、これはやっぱり考えていかなきゃいかんでしょう。イエスカノーかお願いします。

○主査（松岡裕一郎君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今おっしゃられましたとおり、交通安全上、根上がりしていて本当に危ないとか、そういったところというのはバリアフリーの観点、交通安全の観点、あと例えば交差点部の視界が悪い部分、そういったところというのは、ちゃんと集中的に、言葉は悪いですが撤去とかも少し見据えた形で、植え替えとか、そういったこともやらなくてはならないと思っています。

ただ、積極的に緑をなくして行って、どんどん切っていきましようということではなく、本当に安全上、歩行者の安全とか車の安全というのは重要だと思っておりますので、そういったところは少しきちんと考えていかなくていけないのかなと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） ありがとうございます。

勘違いしないでくださいね。私は緑を全部なくしなさいとは言っていない。今言ったように、集中して、分別して、ここはもう必要ないところ。例えばセンターラインのところに草がぼんぼん生えとると、これ地域の人に草刈ってくれというのは危ないけん草刈れんでしょう。そしたらもうここは絶対要らないとかというような形でできるやないですか。

さっきも話が出たけど、小さな木やったらいいけど、大きい木やったら小さい子なんか見え

んのやけん、巻き込んだり、いろんなことがやっぱりバイパス沿いとかやったら起こってきますよ。

そういうことで、しっかりそれを考えていていただきたいなと思います。なぜ言うかというのと、私たち今まちづくり整備課、本当に、私たち議員が非常にいろんな相談に乗っていただいております。これは本当に感謝しております。すごく私たちの相談とかでも、地域のことを親身に思っていていただき、乗っていただいておりますが、ただ、総合的に市のこれから建設はこういうふうに進んでいくということをしっかり出していってあげないと、まちづくり整備課も、ただこの部分だけ少しやって、本当はもっとこういうふうにしてあげたいとかという部分もあるかもしれません。課長たちもすごく、係長も一生懸命やっているんで、それがこの樹木とかでも、さっき草刈りとかもしっかりできるような方向性を出していってあげていただきたいなと思います。これはもう本当に各議員、まだほかにもそういう意見があると思いますので、しっかり今後の課題として、まずは局長自ら、そしてまた部長、管理職の皆さんがしっかり話をしていただいて、でも、緑の多い町としてすごくこれは難しいところもあるかもしれません。SDGsに沿ったまちづくりもしていただきたいというのもありますので、その辺のバランスを持っていただきたいなと思います。

最後、要望です。今、東部整備事務所とか西部整備事務所の所長も来てもらっています。私の今回質問の中で、人材育成という話をしているんで、まちづくり整備課とか東部整備事務所、西部整備事務所とか、こういったところの現場にどんどん若い人たちが経験できるようにこれからもしていただいて、北九州市の建設技術というのをしっかり継承していただいていただきたいなと思いますので、頑張っていてください。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） ここでお諮りします。

12時が近くなっております。質疑がある方、挙手を。

多数ありますので、ここでしばらく休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩・再開）

○主査（松岡裕一郎君） 休憩前に引き続き質疑を行います。答弁の訂正の申出がっておりますので、これを受けます。総務課長。

○総務課長 先ほどの答弁で山内委員から御質問のありました指定管理者の入札のうち、1者応札だった数なんですけども、すみません12件中8件とお答えいたしましたが、正しくは12件中6件の誤りでございました。すみません、おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○主査（松岡裕一郎君） それでは、引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） お疲れさまです。1つだけお聞かせいただけたらと思います。

午前中から植樹帯についての質問が出ておりますけれども、それに関連してです。

ビッグモーターの損害賠償約1,000万円ということで、昨日、報道でも流れたと思うんですけども、ビッグモーターは厳しく処罰をしなくてはいけないと思いますし、き然とした対応で北九州市としても臨んでいただきたいと思います。

ただ、その植え込みについてなんですけれども、山内委員からも浜口委員からも、そして我が会派の吉村委員からもお話がありましたけれども、市内各地、雑草で視界を遮ってなかなか安全確保が難しいという箇所が見られます。少しずつ車を出していっても、自転車とか小さな子供はなかなか確認できずに、これで事故が起きたら道路管理者である北九州市も何らかの責任が問われるということにもなりかねませんし、そういったことにならないようにしなければいけないと思っていますけれども、年2回の草刈りじゃ私はなかなかこれはクリアできないと思っています。

そういったことから、令和4年度、この植樹帯の維持費、草刈りには幾らぐらいの予算が使われたかをお聞かせいただけたらと思います。道路に限っての。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 道路の植樹帯の草刈りに要した費用ということでございまして、1億7,100万円が実績として上がっております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） それは市内全てですか。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 市内の道路の植樹帯に限っての金額でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） はい、承知いたしました。

毎年それだけのお金がかかるということなんですけれども、例えば高木の話は午前中出ていたと思うんですけども、私は高木ではなくツツジについてです。ツツジに雑草が生い茂ってなかなか管理できない状況になって、勉強会でも少しお話をさせていただいたんですけども、安全確保のためか、美観のためか、市民の皆さんがよかれと思って、草を抜くだけじゃ追いつかなくなって、除草剤をまいているところがあるんだろうなと思っています。こういった方は今胸を痛められておると思っておりますし、お気持ちも分からなくはありません。こういったことも考えまして、地域の方から申出があった植樹帯、ツツジを撤去してあげるとか、高木はさておき、土の部分にも草が生えないようにモルタルを張ってあげるとか、そういったことは検討はできませんでしょうか。安全確保のために。

○主査（松岡裕一郎君） 道路計画課長。

○道路計画課長 植樹帯ですね、今おっしゃられました低木が雑草に覆われているところ私も目にすることがございます。そういったところにつきまして、やっぱり舗装化というもの

に一つ道路でも取り組んでおります。コンクリートとかアスファルトとか、材料は場所に合わせて考えますけれども、舗装をかけていくというようなことも今少しずつ取り組んでいるところでございます。

午前中申しましたが、いろんなところをわざわざ撤去をしてまで埋めていくということではなくて、めり張りをつけて維持管理をしていこうということをごさいますて、やはり安全上支障になっている、また景観上、景観を本当に損ねている状態、そういった観点から、植樹帯であるとか、あるいはまた中央分離帯ですね、そういったところもコンクリート化、舗装化していくような取組を今少しずつ予算化して進めていっているところでございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） はい、分かりました。

景観や安全の面とかからもなんですけれども、市内各地の道路を走っていて、なかなか景観がもう保たれていないと思っています。県外から来られた方とか市外から来られた方とか、市民ももちろんなんですけれども、道路はその町の顔であると思っておりますし、北九州市、政令指定都市だけれども、こんなものなのかと他の地域の方に思われたくもないですし、市民の方にも、雑草が生い茂っている道路が当たり前の光景とも思ってほしくないです。

こういった景観の面からも、安全の面からも、わざわざ緑を破壊してということは僕も思ってもいませんけれども、できることならメンテナンスのお金も初めはかかるかもしれませんけれども、長期的に見ると、モルタルを張ったり真砂土を入れたりして草が生えないようにしたほうが景観についてもいいかと思えますし、将来の財政的にもそちらのほうが僕はいいと思っております。

徐々にということで答弁いただきましたけれども、私はスピードを上げてそれをやっていただきたいと思っておりますし、何よりも市民の安全確保のために取り組んでいただきたいと思えます。事故が起こって、よく外壁が落ちたりしてから動くということじゃなくして、今のうちから何らかの手だてをしていただけたらいいなと思いたしたので、こういった質問させていただきます。

何度も何人も質問がかぶったかと思えますけれども、これも市民の声の一つと思って受け止めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） ほかに質疑はございますか。渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 私から建設局に1件だけお伺いいたします。

北九州市は多くのインフラ整備、それから治水対策等、3年から5年計画、または区域区分見直しのようなおおむね30年の長きにわたっての計画を策定しておりますが、長・短期を入れて水害、災害の短期の計画は別として、そのように長期にわたって計画をしていると思えます。

そこで、道路整備の収用に関して、家屋を含めてお伺いをしたいと思います。

収用に当たっては、どのような根拠というか、価格を算出しているのか、また土地、家屋または店舗があれば、それぞれの補償はどのように算出をしているのか、お伺いしたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 用地課長。

○用地課長 今御質問のありました件についてお答えいたします。

土地価格につきましては、土地の専門家であります不動産鑑定士に依頼しまして、周りの取引事例、それから公示値等を含めた価格から鑑定書がまず上がってきます。それを受けまして、土地価格の公平性を保つ市有財産審議委員会に付議しまして土地価格をまず決定いたします。

また、補償の価格につきましては、建物の調査に市の指名を受けております補償コンサルタントに委託をしまして、詳細に検証し、その上で補償価格を決定しております。ケースによっては建物だけのもの、それから営業体があるもの、複数ございますが、そこについては客観的な資料、それから市の損失補償基準に基づいて価格を決定しております。

我々が任意交渉に入りまして、全体の一つの目安として、全体の80%買収が進捗している、また、3年間経過している、そういったものから、これ以上この事業の進捗で難しいと思った場合については、地権者とも十分協議の上、収用に入るケースがございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 今の説明よく分かりますけども、毎年国税庁の路線価が公表されたりしますけども、そういうのも含めて不動産鑑定士が算定をし土地に関しては価格を出すと思います。

また、それに加えて、また店舗につきましては、どのような、築何年とか、新築であるとか、それぞれそのケース・バイ・ケースで店舗を収用することになると思いますけども、そのような場合の算定の仕方というのは、鑑定士にただ一任というような形でしょうか。それとも、店舗の場合は、それぞれ北九州市は多くの収用をしてくれていると思いますけども、ケース・バイ・ケースというよりも、その事例に当てはめてやるのか。土地の場合は路線公示価格である程度それを基に不動産コンサルタントが算出をすると思いますけども、家屋に関しては、1年目から30年もあれば50年もある、70年もある、多く言えば100年の家屋もあるでしょうが、そういうときの算出、それはただ鑑定士に一任をしているのか、それとも過去の事例も含めて行政で検査をやっているのか、その計算はどういうふうに行っているか教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 用地課長。

○用地課長 今御質問のありました建物の補償についての考え方ですが、毎年度国土交通省が発出します補償単価、補償基準、それから新築ではなくて建ったときから調査時点、それから交渉時点までどれぐらい経過したかという経過年数を加味したところで、不動産鑑定士ではなく補償コンサルタントのほうから上がった成果物を市の内部で詳細に確認して、また事業性に

よって土地全体が支障になるもの、それから一部が支障になるもの、そういったものを総合的に勘案しまして、従前の機能をどう回復できるか、これを検討した上で補償金を毎年度算出しているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 建物に関しては、そういう算定をするということでありましたけども、では、店舗のたな子さんの場合はどのような算出をするのかとお聞きしたいんですが、その前に、且過の大災害もありまして、あそこは以前から30年、40年、組合をつくって再開発をしようということでもずっとやってきたんですが、今回あのような大惨事になりましたけども、あそこは戦後から土地と建物、たな子が随分変わってきて、再開発はできなかったという歴史があるんですけども、今回はそれがスムーズにその中でいろいろ補償に関してはお話があったんですけども、ある程度言いなりになって、言いなりになるということは失礼なんですけども、店舗はないんですけども、その中で補償をして、火元がどことか、そういう悪者をつくらず、火元はある程度特定はしましたけど、犯人捜しはもうなくて、補償を出して再開発にこぎ着けたと聞いております。

それは一つの大きな惨事の中での事例になりますけども、その事例を含めてこの話を引っ張り出そうとは思っておりませんが、店舗に関して言えば、その店舗が今回コロナで大きく日本が4年間の空白を生んだわけでございますけども、国としては、やっぱり有事に匹敵するというぐらいの気持ちで、各店舗や各企業にはゼロゼロ融資というような形で大きいお金を融資してきたという事例があります。そういうものを含めて、今回収用されるに当たっては、土地収用法による北九州市での1年の売上げをもって店舗の補償をするというようなことをお聞きしております。こういう国が、世界が、この有事に匹敵するような出来事の中で、その算定方法はその法律にのっとってやらないいけないのか、もしくは北九州は今までは、我々がすればこの何々法に基づいてとか、いろいろな法に基づいてやるんですが、北九州市が取り組んでやる場合には、その法をもくぐり抜けて強制突破するというようなことも往々にしてございましたけども、それを今話をここで持ち出すことはありませんけども、そういう有事に匹敵するようなコロナで停滞して売上げが落ちているのに、この1年を持って算出すると、我々が見ても、一般の方が聞いても納得いかないのではないかなと思っておりますので、そのようなところの許容範囲というのがあるのかないのか、今までにあれば、そういう事例があればひとつ教えていただきたい。

あるのなら、どのような理由でそうなったとか、1のものが1.5倍になったり、2倍になったり3倍になったりというような事例もお聞きしておりますので、そのような事例があれば教えていただきたいと思えます。

○主査（松岡裕一郎君） 用地課長。

○用地課長 営業補償につきましては、原則として申告による直近の会計年度の損益計算書を基に算出することとなっております。このベースになりますのは、九州地方整備局が発出しております営業保証金算定による事務処理要領にのっとり、行っているところでございます。

また、今回のコロナ禍の影響に関しましては、国土交通省等から、営業休止期間の収益減補償について、コロナ禍による算定上考慮すべき措置は特段示されていないと。ただ、いろんな事例で個別具体的に検討する余地はあるかと思いますが、今回、このコロナ禍において営業補償については、直近の会計年度ということで本市は算定しております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） それで今この質問は、国土交通省とか法律とか土地収用法とか、それらはいろいろ今まで議論をしてきて大まかな形の中では分かっているんですけども、要するに世界的に今まで北九州市や国が経験をしていないような一大事の中で、コロナ感染症の中で、そういうものが適用できないのかというものは、行政が考えるべきもので大きいものがあるのではないか。今から収用に向かってそういうようなことは、これ事例をつくれと言っているんじゃないんです。これは要するに4年間の空洞があって、様々な仕事、建設、建築、全てのものが停滞をしたと。そういうものはやっぱり財政局に対して、金融機関に関しても、各企業にゼロゼロ融資をしたり、営業補償をしたり、飲食店に営業補償したり、いろいろ各方面に多岐にわたって補償をやっていると。

市の収用に関して、そのような店舗は流動性があって、売上げによって変わるんですが、土地、家屋は今の査定で十分法にのっとりやればいいわけですから、納得がいくんですけども、店舗の方たちはやっぱりそれに向かってやめるにやめられない、これが補償がありますよと言われれば、やっぱりそこで踏ん張って営業をやり続けるわけですから、そういうものを含め、加味して収用する算定方法はあってしかりじゃないかなと。

これ事例をつくれと言っているんじゃないんです。これは要するに世界、日本を含めた有事に匹敵するような事態が起こった中での空白の4年間で、同じ場所でも5年、6年前に補償した形だと雲泥の差の開きがあると。それをなくすためには、元の最初の原点に戻るべき収用の仕方があるんじゃないかなということでお伺いしているところです。

○主査（松岡裕一郎君） 総務用地部長。

○総務用地部長 渡辺委員のおっしゃるとおり、この4年間はコロナ禍におきまして社会上のいろんなところが痛んでまいりました。経済対策を国が主体となりましてたくさん打ったというのは非常に記憶に新しいところでございます。

この公共事業におけます用地補償、それから補償研究におきましても、国土交通省でその点何らかの対策をすべきではないかというのはかなり議論があったと伺っておりますが、最終的に先ほど用地課長が申しましたとおり、この営業収益におきましてコロナ禍について、特段の

特例については、今回出されていないところをございまして、北九州市が独自に上乘せをするような制度をつくるかということもございしますが、これまで北九州市としては、用地補償については国の制度にのっとりおりましたものですから、そのとおりにしているところをございます。

といいましても、公共事業に御協力いただきます皆様一人一人に、例えば生活の再建であったりとか、営業がまた移転したときに戻ってくるだろうかという不安が非常にあることは、このコロナに関係だけではなくてあると思います。用地の交渉におきましても、事業課におきましても、それから用地担当の用地課におきましても、一人一人の気持ちに寄り添いながら交渉させていただきたいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 国土交通省、国の法にのっとり収用する、価格を算定するというのは百も承知でこの質問をさせていただいているところでございます。では、これが不服としてやったときに、あなたたちはまたそれに輪をかけて強制収用に手続を取ってくるだろうということもよく分かっております。

しかしながら、人間、国民が、北九州市民が住んでいるところを収用するに当たって、今大きなことを言っているんじゃないんです。今こういう有事のようなコロナ感染症のような国全体が止まったような時間を過ごして、その中でも歯を食いしばってやったのを、5年前、6年前にこの収用の話が出ていて、それが土地だけの方、建物もある方とありますが、そういう中で、店舗を持っている方たちは身動き取れないと。どうすることもできないと。そういうような事態の中で、今回はこれは事例ではないんですね。世界、日本、それが一番抱えた大問題の中でこういう話が出てきたわけですから、それに向かったの対応策をしていただきたいと思います。やらなければならないのではないかなと。事例をつくれとか、そういう話ではないんです。これはやらないといけない。やっぱり大きな人権、これは安心・安全とか、よく道路収用に係っては言いますが、安心ができるには欠落している。それをやっぱり歯を食いしばって店舗を4年前、5年前遡って算定するのはどうでしょうかということを知っているんです。

それは、世界的、日本的に空白があった時間を取り除いてやればいいのではないですかという質問ですので、その現状は、国の法律ではなくて、北九州が新たにつくって、そういう事例を余分に上乘せしろとかという話ではないんです。査定の時期がずれたということの話をしているだけですから、そこのところはどういうふうに考えているかをお聞かせください。

○主査（松岡裕一郎君） 用地課長。

○用地課長 算定につきましては、毎年度物件費それから人件費等変わってきております。ですので、国からも毎年度単価を見直すように通知がっております。そういった時点で、過去を加味できるものと加味できないものが現状としてどうしてもございます。

今、渡辺委員から御意見があったような点につきましては、全国で適切それから公平な補償の観点から、そういう御意見もいただいたということで、九州地区用地対策連絡会にも御意見はお伝えさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 最後に要望だけで、答えは要りませんが、不動産鑑定士など全て今北九州は入札等で鑑定していただくわけですが、この鑑定の仕方に関しても、やはり我々漁協関係、北九州空港関係につきまして、補償をずっとかいま見てきたわけですが、国の算定、県の算定、市の算定に大きな開きがあるのはもう議員の方たちもよく知っている方多いと思うんです。そういう算定の中で、コンサルタントを入れるときに、どのような形で入れているのかなと思ったりもするんです。算定の仕方いろいろあるでしょう。けども、漁協の海岸線、それから空港補償等にしても、様々なところで市と県、我々のところ海岸線は県が所管しておるところでございまして、朽網から恒見まで約6キロメートル、そこを算定する方法で、県の算定、国の算定、市の算定が、倍も違ったり、2.5倍も違ったり、随分、算定の違いがあることは確かにあるんです。そういうところの開きを埋めるべきものが少しあるんじゃないでしょうかという説明を私は受けたんですけども、これはもう委員会終わって局長でも結構ですので、そういう算定の方法があるのであれば、その辺把握しているのか把握していないのかだけは、後で結構ですから教えていただきたいと思います。以上で終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 要望でよろしいですか。

○委員（渡辺均君） 要望です。

○主査（松岡裕一郎君） ほかにございせんか。田仲委員。

○委員（田仲常郎君） 先ほど鷹木委員からもありましたが、昔は年に3回草刈りをしていただいていた。今は2回行っていると思うんですけども、除草剤ね、除草剤というのは全く今使わないんですかね、どうなんでしょう。

○主査（松岡裕一郎君） みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 除草剤は平成29年度以前まで使っておりまして、それ以降、平成30年度以降は市の公共では使用していない状況です。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 田仲委員。

○委員（田仲常郎君） 今2回刈るときに、腹いっぱい伸びた時点で6月ぐらいに切って、そのうちすぐまた雨が降って、梅雨が来て、すごい量が増えて。そしてまた9月、10月ぐらいから2回目をするんですけども。その間にちょっと除草剤でアタックして、草丈を小さくすると何となく処理費用も安くできるんじゃないかなと僕は思うんですよ。

除草剤が今、悪みたいに言われていますけど、あれだけホームセンターで売っているので、使っても、上手に使って自然に、環境に優しいもので使えれば、市の財政も圧迫しなくていい

んじゃないかなと僕は思うんですけども。そのところってどんなふうを考えられとんかなと思って。そうじゃないと、若松の野菜を見ても、例えばキャベツがあったら、キャベツの周りなんか全然草生えていないんですよ。若松区選出の委員おられますけど、いやこれ本当にそうなんです。僕も野良作業しているんで分かるんですけど、除草剤を上手に使うとやらないと、なかなかやっぱり難しいんですよ。できないと思います、本当に。

上手に使うと、そうじゃないとホームセンターであれだけの除草剤が売っているでしょう。あれが悪なんかない話なんで、上手に付き合っただけでやっていくというのは今後考えられないのかなと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 答弁をお願いします。みどり・公園整備課長。

○みどり・公園整備課長 除草剤を取りやめた背景といたしましては、国から通知が出ておりまして、住宅地における農薬使用についてということで、除草剤を含む農薬全般に対しての通知があります。使用する際の周辺住民への周知であるとか、あと当日散布箇所に入れられないような措置を取るようという内容でございました。

それと、他都市の政令市の使用状況とかを鑑みて取りやめたという経緯がございます。

今後、再開を検討するといたしましたら、その辺の対応がどれくらい取れるかとか、あと結構除草剤に嫌悪感を持たれている市民の方とかもおられますんで、そちらの方への対応方法とかの研究、検討が必要ではないかなとは考えております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 田仲委員。

○委員（田仲常郎君） あんまり聞こえなかったのでよく分からないんですけども。基本は除草剤を使わないということだとは思うんですけども、除草剤をあれだけ売っていて、除草剤が悪ではないということは皆さん認識されて家庭でも使われているんで、そのところよく考えていただいて、除草剤を少し使わせてもらって、草丈があまり高くない状況のところ除草すると。除草するというか、草刈り機で業者さんに刈ってもらおうと。そこだけでも大分その処理費用も変わってくると思うんですけども。

あと、トレファノサイドとかというものもあるんですけど、これ若松の農家さんも結構使ってるんですけどね。そのトレファノサイドというのは新芽を出さないようにするものなんですけど。これでもやっぱり農薬の一つにはなると思うんですけども。もう無農薬というのはなかなか難しいし、そこ何かやっぱり考えないと、なかなかこれだけ雨が降らないけど草だけは生えるんで、緑の町にしませんかといえ、草刈らなかつたら緑の町になりますのでね、それはもう極論ですけども。何かやっぱりちょっと考えてもらって、やっていったらいいなと思います。

それと、もう一点は、中央分離帯をモルタルでやって草が生えないようにやっているんですけども、あれはいかにも草が生えないようにしましたというイメージじゃなくて、ちょっとカ

ラーが入ったり、ガチン固とかいろいろあるじゃないですか、雑草アタックとか。業者さんは別として、そういうのがあるんで、そういった色を塗るか何かそういった形で対応してもらうとカラフルに見えるのかなど。それも統一して、北九州のカラーが何色か分かりませんが、そのカラーで塗るとか、何かそういったイメージしてもらおうと随分変わってくるんじゃないのかなと思います。

除草剤については、何かいろいろ検討していただいて、北九州市が編み出した除草剤みたいなのができれば一番いいとは思いますが、何かそういう形で考えていただいてやっていただくと、私も野良作業にそれを使わせていただきますので、ぜひよろしくお願いします。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）ほかにございませんか。公明党、富士川委員。

○委員（富士川厚子君）まず、技術監理局について、令和4年度の入札で不調に終わった件数と、またその理由を教えてください。

あと建設局についてです。

駐輪場についてお伺いします。調査号で見ると年々やっぱり駐輪場の利用者がすごく増えているように思います。これでこの駐輪場の数というのは足りているのか。

また、今ヘルメット着用が努力義務化になっている中で、JRの横に自転車止めた方はヘルメットは持っていつているのか、自転車に置いていくと盗難に遭うのかなとかと思うんですけど、そのヘルメットをどうされているのか、もし把握されていたら教えてください。

あと、キャッシュレスで利用できる駐輪場があるのか教えてください。

最後に、併せて令和4年度のみくチャリの利用者はどのくらいあるのか。そして、みくチャリの利用者のヘルメットは今どういうふうになっているのか、教えてください。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）契約制度課長。

○契約制度課長 入札不調に関する御質問をいただきました。

令和4年度における入札不調は26件で、全体の1,141件に対する割合が2.3%となっております。

ちなみに令和3年度は3.1%でしたので、マイナス0.8ポイントとなっております。

入札不調の原因としては、他の工事があるため技術者を配置できなかった、あるいは施工体制が整わなかったなどの辞退届が出されております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）道路維持課長。

○道路維持課長 自転車関係でお答え申し上げます。

有料の駐輪場は、JR駅を中心に市内24か所ございます。利用率ですが、おおむね55%、自転車の容量に対して55%の利用でございまして、台数にしますと、年間で24か所全ての駐輪場を合わせてですが、156万台程度の利用をさせていただいております。

また、駐輪場を使用している方のヘルメットについてですけれども、すみません、これについては把握しておりません。申し訳ありません。

それから、駐輪場を利用される方へのキャッシュレス決済の導入につきましてですが、先ほどDXの絡みでもちょっと御説明差し上げましたが、キャッシュレスを導入すべく今準備を進めているところでございます。

それから、ミクチャリでございます。ミクチャリにつきましては、おおむね計画の約1.2倍程度の利用者に現在使用していただいております。

ミクチャリを使用していただく方のヘルメットでございますが、これにつきましては個人で使っていただく、サイズの合ったヘルメットを使っていただくというのが一番安全に寄与すると思えますし、衛生的にもよろしいかと思えます。そのため、ミクチャリでヘルメットを用意するということは現在のところ考えておりません。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ありがとうございます。

まず技術監理局から、26件が不調に終わって、技術者が配置できない等の人に関する理由を言われていましたけど、金額が合わないとか、そういうのはなかったのでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 契約制度課長。

○契約制度課長 おっしゃるとおり、辞退理由の一つに価格面を考慮した結果、入札しなかったというのもあります。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 価格が合わないときは、また同じ価格で入札を出すんですか。それとまた少し考慮して出されるのか教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 契約制度課長。

○契約制度課長 設計課において設計を見直して、あるいは他の案件と合わせてボリュームを増やすとか、応札しやすい状況をつくって、また入札に付しております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 要望ですけれども、市も予算があるとは思いますが、地元の企業が赤字になって仕事をしないように、今物価高騰とか人件費も上がっておりますので、そういう仕事はなるべく出さないでいただきたいなということを要望いたします。

次に、建設局のヘルメットの件です。

今、駐輪場が6時から22時の利用になっていて、前にも御相談させていただきましたけど、朝6時前の電車に乗っていく学生とか社会人の方は、やはり駐輪場が利用できないという声をいただきます。じゃあどこに止めるんですかという話もありますし、小倉駅で言うと鹿児島本線の下りの始発、博多行、一番早い始発は4時51分発なんですね。6時でも確かに駐輪場の人

が配置されて確かにありがたいんですけど、これキャッシュレスになったら時間帯というのは変わっていくもんなのか、教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 道路維持課長。

○道路維持課長 今現在、自転車駐車場の管理人の方、委員御指摘のように、実際に近所にお住まいの方であったら、御要望に応じて自主的に開けていただいているというのは聞いたことがございます。

ただ、管理人の方によっては、同じようにJRで来られる方がおまして、どうしても始発前に開場するというのが難しいという状況の駐輪場もございます。

御指摘のように、キャッシュレスの導入というのができるようになれば、そういった時間外の出し入れというのも可能になってくるかと思えます。

運営方法については、今から導入するDXの検討の中で、サービス向上に向けて考えてまいりたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ぜひ利用して、また小銭を出したりとか、小銭出すことで電車に乗り遅れたりとか、実際そのシルバー人材センターで受付されている人も現金もらうのが申し訳ないという声も私も聞いたことがあります。本当にキャッシュレス化と時間がある程度本当に大きい。今皆さん24時間誰かが働いている社会になってきているので、本当に多くの方が利用できるようにしていただきたいし、また早朝・深夜で移動されている方は、公共交通機関のバスとかもやっぱり少ないという意味を考えると、自転車というのはすごく有用であるかなと思いますので、それは要望させていただきます。

あと、これ今日の新聞1面全部ヘルメットのことが載っていて、全国平均が13.5%で、福岡県が8.0%で、平均を下回っているけど、3倍ぐらい増えているという状況で、建設局に聞いて分かるのか分かりませんが、北九州の着用状況とかは分かんないですね。

でも、今自転車専用道路とかもありますし、ヘルメット着用とか、結構自転車に関していろいろ法律も変わってきている部分もあります。今、私の子供が中学生で、自転車を買ったときに、自転車専用道を車に対して逆走して走ったみたいで、それで車の運転手にすごいにらまれたと私に言ったときは、それはそうだろうなと私は思うけど、こっちも気をつけて運転してねとは言うけど、まさか逆走して走るなんて私も思ってなかったりしましたし、そういう意味では教育委員会とかと連携して、いま一度自転車教室というか、結構今自転車乗っている子が本当に多いなと思いますので、そういう周知等、チラシでも何かしら交通ルールとかヘルメット着用のことも、大人も併せて周知していただきたいと思います。

あとミクチャリも、ヘルメットは自分で持ってきてねみたいなのをホームページに載せるとか、あれ見ている人に関しては、あれは誰が準備するんだろうというのがみんな思われている

と思いますので、そこは要望させていただきます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）まず、技術監理局にお伺いします。

令和4年度の建設工事の契約状況、これは調査号に記載のとおりですが、公共工事全般においての契約件数とか金額とか、市内とか市外で分かれば教えてください。

あと建設局にお伺いします。

令和4年度の私道の舗装状況、これも調査号に掲載されておりますけども、里道ですね、里道の舗装状況というのが分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）契約制度課長。

○契約制度課長 令和4年度の市内の工事の件数について、御質問いただきました。

申し訳ありません、私どもでちょっと数字を持っておりません。公共工事については、調査号の数字になります。

○主査（松岡裕一郎君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）建設工事以外も含めて、分かれば。

○主査（松岡裕一郎君）契約制度課長。

○契約制度課長 今、私ども業務委託について、各局に照会したところ委託契約で3,000件ぐらいあります。すみません、金額は把握しておりません。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）分かりました。

ちなみに公共工事なんですけども、施工時期の平準化、国は平準化ということに今取り組んでまして、本市も平準化について取り組まれているかと思うんですが、私も令和2年の予算特別委員会です市長質疑させていただきましたけども、その後の平準化の取組であったり、また令和4年度の平準化について発注件数など分かれば教えていただければと思います。

○主査（松岡裕一郎君）技術管理課長。

○技術管理課長 施工時期の平準化についての御質問を御説明いたします。

公共工事におきましては、単年度で予算を執行することを原則に、予算成立後に入札、契約手続を行うことから、4月から6月の第1四半期は工事量が減り、年度末に工事量が集中する傾向にあります。

この工事量の偏りにより、長時間労働の常態化や休暇取得の支障などに弊害が見られます。

このため、労働環境の改善に向け、年度末に工事が集中しないよう、年間を通じて工事量を安定させる施工時期の平準化が求められております。

本市の取組状況ですけれども、本市では4月から6月の発注件数を増やす取組として、債務負担行為や繰越しといった必要な予算措置ですね、それと新年度早期に発注できるよう、積算

の前倒しなどを行っております。

発注件数ですけれども、250万円以上の公共工事の発注件数が合計1,147件あります。第1四半期の発注件数273件、全体に対して23.8%、第2四半期は345件、30%です。第3四半期は381件、33.2%、第4四半期は148件、13%でございます。

なお、国土交通省が令和2年5月に働き方改革のための取組目標として、平準化率等の指標を定めております。これは500万円以上の工事が対象になっておりまして、4月から6月の期間の公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標でございます。北九州市の目標は0.8でございます。それに対して、令和4年度の実績値は0.65と、まだ十分とは言える状況ではございません。

今後も引き続き関係課長会議などでの取組要請のほかに、工事発注部局の担当者への説明会などを行うなど、関係部局が連携して一層の施工時期の平準化への目標達成に取り組むことといたしております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 道路計画課長。

○道路計画課長 里道について御回答いたします。

里道につきましては、市として維持管理のみを行うだけでございまして、具体的な数字、例えば令和4年度にどれだけやったとかというような数字というものは現在拾っておりません。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） ありがとうございます。

これ平準化についてなんですけれども、第3四半期の発注件数が若干少ないように感じたんですが、これ第3四半期が少ない理由というのはどのような理由がありますでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 契約部長。

○契約部長 先ほどの補足も含めて、工事件数について御回答させていただきます。

公共工事の件数は調査号にもありますように、約7,000件なんですけど、そのうち契約課で契約をしている分が508件、それから整備事務所で契約している2,000万円以下の工事が230件ということで、あとは軽微な工事ということで発注をいたしております。

発注件数につきましては、委員御指摘のとおり、各局と一緒に工事の平準化ということに努めておりますが、第4四半期ですね、そこがやはりどうしても少なくなっております。とはいえ、第1四半期、第2四半期、第3四半期は、おおむね整備事務所と契約課分にしても240件、300件、350件ということで、そこまでは平準化しておりますが、最後の第4四半期だけは130件ということで少し少なくなっているという状況もあります。

どうしても予算の成立時期とか補正予算の関係もあって、第4四半期は少なくなっているということでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）第3四半期は、ちなみに何件ですか。

○主査（松岡裕一郎君）技術管理課長。

○技術管理課長 第3四半期は381件です。

○主査（松岡裕一郎君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）ありがとうございます。

いずれにしても、平準化は今、国も推し進めておりますし、また本市も頑張ってくださいますので、今後もしっかりと取り組んでいただきたいです。現在建設業も2024年問題への対応が急がれておまして、公共工事の施工時期の平準化とか、予算措置の見直しの取組などによって、地元で働く皆様が年間を通して安定的に仕事ができ、また計画的な休日が取得できることも可能になってまいります。

さらには建設機材の稼働率が向上することで重機などの保有も促進されますし、また地域の建設事業者の災害への即応能力というのも向上してまいってくると思います。これさらなる平準化取組を要望させていただきたいと思います。

あと、里道につきましては、私も先日、市民の方から御相談を受けまして、私道舗装で当初御相談を受けたんですが、実際これ調べてみますと里道だったんですね。里道というのは市の管理になるんですね。これちなみに里道の定義みたいなというのが分かれば教えてください。

○主査（松岡裕一郎君）道路計画課長。

○道路計画課長 地方分権の流れでございまして、これはもともと国土交通省の所管であったものを、市が移管を受けたというものになってございます。それを市が管理しているというものでございます。

○主査（松岡裕一郎君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）はい、分かりました。

まちづくり整備課さんで調べていただきましたら、里道というのが分かりまして、これは今、市で管理していますから、私道と違って、これはすぐ市で舗装の対応ができますということで、非常にその地域の方々も喜んでいただいたんです。これ法務局の公図上では赤印というんですかね、何かそういうマーキングがあって、それを見れば分かるらしいんですが、それ以外に何か里道って区別できるようなこととあって、私たち素人が見て分かるものなんですか。

○主査（松岡裕一郎君）道路計画課長。

○道路計画課長 線が入っていないところで、多分それは字図とかを見て里道じゃないかというような判断をするかどうかと。ただ、譲与ができていない部分とかが、可能性としてはそういう場合もあるかもしれないというところ。その場その場で見て考えていく形にはなるかと思

います。

○主査（松岡裕一郎君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） いずれにしても、結果的には非常に喜んでいただきましたので、そこは非常によかったんですけれども、またこういった里道の御相談も含めて、まちづくり整備課さんともしっかり連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） ほかにございませんか。三原委員。

○委員（三原朝利君） 私からも1点だけ質問させてください。

昨年度は旦過の2件の火災がありました。そんな中で1つだけ、旦過の再整備について、その影響もあるかと思っておりますけれども、現在の状況を教えていただけたらと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 旦過地区再整備事業の進捗状況について御質問いただきましたので、御回答させていただきます。

先ほど委員がおっしゃられましたとおり、昨年2度の大きな火災を受けまして、旦過市場のほう大きな被害の影響を受けております。現在、そういった瓦れきの撤去、市民の皆さんであったり、市場の方々の努力で、旦過市場自体の復旧復興というのは着実に進んでいるところでございます。

それと併せて現在、火災があった場所に、旦過地区再整備事業で移転が必要となる方々の仮の移転場所として仮設店舗を整備し、旦過青空市場として今年の4月に開業させまして、一番最初に整備するモノレール側のところの中央市場というエリアなんですけれども、その方々との移転交渉を重ねながら、順次仮営業場所への移転をお願いしているところでございます。

この最初に整備するエリアの部分ですが、火災の影響で補償の移転交渉の着手であったり話合いが少し遅れが生じておるんですけれども、現在御理解をいただきながら、補償協議が始まって以降は順調に進んでおるところでございます。

再整備事業としましては、関係者の皆さんとの協議が調い次第、補償協議の合意が大前提でございますので、スケジュールについてはできるだけ早く着工できるように鋭意取り組んでおるところでございますが、火災を受けて安全を重視した工事手順やスケジュールについて、現在、市場の関係者の皆様と話を重ねているところでございます。

引き続き、御理解がいただけるように丁寧に話を重ねながら進めていくところでございますけれども、今のところ事業計画自体は当初の計画どおり、令和9年度末の事業完了を目指しているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） ありがとうございます。

恐らくいろんな影響が出ているのではないかなと思います。とともに、物価高の問題とか、そういうのもあると思います。大変だと思いますが、ぜひ引き続き進めていただくとともに、動きがあったらまた教えていただけたらと思います。私からは以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 松尾委員。

○委員（松尾和也君） よろしくお願ひします。日本維新の会から2つお聞きしたいと思います。

道路分野におけるDX推進事業について、他の委員さんたちと近い質問になるかもしれませんが。電力会社さんや工事事業者さんが道路を占有する際、この申請がオンラインでできるようになるとお聞きをしております。これがかなえば、事業者さんも、役所も双方手間が省けて節約にもなろうかと期待をしております。

私からは、この現在運用試験中と伺っておりますが、この進捗をまずお聞きをしたいと思ひます。

これも併せてお聞きしますが、この同じシステムが、例えば河川の占有なんかにも同様に応用できるんじゃないかとも思っておりますが、これも聞かせてください。

そして、カーブミラーの老朽化、これをAIで判断できるようなシステムが開発中だともありました。これまで、想像なんですけど、総当たりに点検を行っていたのが、これからは当たりをつけてやれるようになるんだとすれば、これも大変便利だなと思うんですけど、AIというのがびんときておりませんので、これを教えていただきたいと思ひます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 管理課長。

○管理課長 先ほど委員から質問のありました、道路占有申請のオンライン化の進捗状況について御説明させていただきたいと思ひます。

従来、道路の占有手続につきましては、各区役所のまちづくり整備課にて、占有希望者が自ら窓口まで出向いて紙の申請書を提出するという申請手続を行ってございました。

受付後にも、占有料の算定については各区役所の担当者がエクセルシートで計算した上で、申請者に納付書を発行すると。その後申請書類データも併せて紙で管理して、今運営している状況でございます。

これを今回、DX化を図ることによりまして、申請手続自体が窓口の時間に限定されることなく、24時間好きな時間に会社や自宅からパソコンなどで電子申請が行えるなど、市民サービスの向上が図られるようになります。

それから、道路占有台帳のデータベース化が図られることによりまして、決算資料、それから各種資料の作成といった事務処理効率が飛躍的にアップします。

そのほか全市で統一化され、担当者による事務ミスの防止が図られるなど、事務の均一化が図られると。

こういうシステムの導入による大きなメリットがあるというものであると、我々は期待して

いるところでございます。

現在システムの開発途上でございまして、来年4月のスタートを予定しております。

当面の間につきましては、従来の紙申請と今回の電子申請の併用方式で行うような予定というところでスタートを考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 河川整備課長。

○河川整備課長 道路のDXと併せまして、河川の占用申請も合同で今作業を行っているところでございます。

○主査（松岡裕一郎君） 道路維持課長。

○道路維持課長 カーブミラーの診断についてのDXの導入ということで御説明差し上げます。

私ども今、DXを導入しようと思っておりますのがカーブミラーで、主に損傷する場所、例えば柱の根元であったり、カーブミラーの取り付けしている場所、そういった場所を、アプリを導入したタブレットを現地に持っていきまして、現地で写真を撮る。その写真をAIに何万枚も学習させて、その損傷度合いが正しいのかというのを突合せながら診断をしていくというプログラムを作成しております。

令和4年度につきましては、そのAI診断の判定プログラムというものを構築したところでございます。今後につきましては、そのAIの学習をさせた上で、さらに精度を向上させるということや、実際の現地でのフィールドテストというのを行いながら診断のチェック、それからあとは電子台帳というのをしっかり導入していこうと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 松尾委員。

○委員（松尾和也君） ありがとうございます。

占用なんですけども、河川の試験をやられているほうも、来年4月をめどにやられているのでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 河川整備課長。

○河川整備課長 道路占用と併せまして4月をめどに実施したいと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 松尾委員。

○委員（松尾和也君） ありがとうございます。

これいいことだと思うんで、僕も4月に間に合うように祈っております。

それと、AIについて教えていただきました。やっぱり専門的でよく分からないんですけど、便利なものなんだろうなというのは感触できました。ChatGPTみたいに使い次第で人間の暮らして本当に変わっていくんだろうなと、この分野にも期待して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○主査（松岡裕一郎君）自民党・無所属の会、渡辺委員。

○委員（渡辺均君）すみません、先ほど中途半端な発言をしたので、修正と補足をさせていただきたいので、少し時間をいただければと思います。

国の補償コンサルタント、県の補償コンサルタント、市の補償コンサルタントと、この3つがあるとお話しさせていただきまして、その違いも中途半端な言い方で終わりましたので、そのところは市が1であれば県が幾ら、国が幾らというような査定の仕方は随分私たち耳に聞きますし、実際にその補償の金額も各方面で見てきたものがあるものですから、今日の発言になったものでございます。

それで、今後それらの補償のコンサルタントも、国のコンサルタント、県のコンサルタント、市のコンサルタント、いろいろ登録している業者によって、その違いが顕著に見られるところが大いに過去にありましたものですから、今日の発言になったわけです。

それで、先ほどの発言は排除していただいて、この発言が今日の委員会の私の発言と、質問ということで受け止めていただきたいと思いますし、この中身につきましては、後ほど皆さんと、今多分質問としては答えは出ないと思いますので、お知らせいただければと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）ほかにございませんか。

ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

ここで市長質疑項目の提出についてお知らせいたします。市長質疑項目の提出締切日は、局別審査最終日であります9月21日木曜日の午後4時ですが、審査終了が午後3時以降になった場合は、審査終了の1時間後までとなっております。なお、質疑項目については、お手元配付の様式により、随時、事務局に御提出いただきますようお願いいたします。

また、質疑項目は当分科会の所管に属する事項とし、上下水道局及び交通局に関するものについては、市長の権限の及ぶ範囲内でお願いたします。市長の権限が及ばないものについては、上下水道局長また交通局長から答弁を受けることとなりますので、あらかじめ御了承願いたします。

なお、各会派から提出された市長質疑項目については、9月22日金曜日にタブレット端末のメールで各委員にお知らせいたしますので、よろしく願いたします。

9月19日は午前10時から環境局及び上下水道局関係議案の審査を行います。

本日は以上で閉会いたします。